

平成19年12月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第13013号 不正競争行為差止請求事件

口頭弁論終結日 平成19年10月25日

判 決

東京都江戸川区<以下略>

原 告	有限会社ベルテック
訴訟代理人弁護士	安 原 正 之
同	佐 藤 治 隆
同	小 林 郁 夫
同	鷹 見 雅 和
補佐人弁護士	豊 田 正 雄

滋賀県長浜市<以下略>

被 告	A
訴訟代理人弁護士	久 田 原 昭 夫
同	久 世 勝 之
補佐人弁護士	永 田 良 昭
同	永 田 元 昭
主	文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告の請求

- 1 被告は、別紙物件目録1記載のプラスチックシート又は同目録2記載のプラスチックシート折曲部用形成刃を製造販売し又は使用する行為が特許第3752035号の特許権を侵害しているとの趣旨を文書若しくは口頭で告知し、流布してはならない。

2 仮執行の宣言

第2 事案の概要

本件は、被告が、競争関係にある原告の取引先等に対して、別紙物件目録1記載のプラスチックシート（以下「本件シート」という。）及び同目録2記載のプラスチックシート折曲部用形成刃（以下「本件形成刃」という。）を製造販売し又は使用する行為が被告の特許権を侵害する旨記載した文書を送付した行為が、不正競争防止法2条1項14号所定の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知する行為に当たると主張して、同法3条1項に基づき、同告知行為の差止めを求めた事案である。

1 前提となる事実等（当事者間に争いのない事実及び証拠により容易に認定される事実をいう。なお、証拠により認定した場合には、当該証拠を該当箇所の末尾に掲げるものとしている。）

(1) 当事者

ア 原告は、プラスチックパッケージングの企画、製造、販売及びノウハウの提供並びにプラスチックパッケージング加工機械の設計、製造及び販売等を目的とする有限会社である。

なお、原告の代表者であるBは、特許第3532183号の特許権を有している（甲11）。

イ 被告は、プラスチックの成形加工並びに罫線刃を部品とするプラスチック加工機械の設計、製作及び販売等を目的とする株式会社開伸（滋賀県長浜市＜以下略＞所在）の代表取締役であり、同社は、被告が経営する個人会社である。

なお、被告は、下記（4）のとおり、特許第3752035号の特許権を共有している（甲1，2）。

(2) 原告の取引先等について

ア 株式会社ウイル・コーポレーション、株式会社ジェーピーインク及び有

限会社クリアージャパンは、原告が製造した本件形成刃を購入し、これを用いて、本件シートを製造販売している。なお、有限会社クリアージャパンの代表取締役は、原告の代表取締役であるBである（甲3）。

イ サンスター株式会社及び株式会社ダイヤケミカルは、株式会社ジェーピーインクが本件形成刃により製造した本件シートを購入して、これを自社製品の包装として使用し、同製品を譲渡している。

(3) 被告の告知行為について（甲5，6，16ないし19）

被告は、次の各号に掲げる会社に対して、それぞれ当該各号に定める時期に、本件シートの販売行為等が被告の特許権を侵害するとの内容を告知した。

ア 株式会社ウイル・コーポレーション	平成18年2月又は3月ころ
イ 株式会社ジェーピーインク	平成18年3月10日ころ
ウ 有限会社クリアージャパン	平成18年3月11日ころ
エ サンスター株式会社	平成18年6月14日ころ
オ 株式会社ダイヤケミカル	平成18年6月14日ころ

(4) 被告の特許権

被告と株式会社フジシールインターナショナルは、次の特許権（以下「本件特許権」という。）を共有している（甲1，2）。

ア 登録番号	第3752035号
イ 発明の名称	シート，及びシート折曲部用形成刃
ウ 出願日	平成9年1月17日
エ 登録日	平成17年12月16日

オ 本件特許権に係る明細書（図面を含む。なお、平成19年7月21日訂正後のものである。以下、この訂正を「本件訂正」という。）の特許請求の範囲の請求項1及び請求項5の各記載は、次のとおりである（以下、請求項1の特許発明を「本件特許発明1」、請求項5の特許発明を「本件特許発明2」といい、本件特許発明1及び本件特許発明2を併せて「本件特

許発明」という。なお，本判決においては，本件訂正前の明細書を「本件特許明細書」という。本判決末尾添付の特許公報参照。)

「【請求項1】プラスチックシート等のシート体(10)に折曲方向(X)に垂直に折曲部(12)が形成されてなる折曲部入りシートであって，前記折曲部(12)は，シート体(10)に形成された多数の凹部(14)と該凹部(14)の間の残部(16)とから構成されてなり，前記凹部(14)の底部(14a)は，折曲部形成方向(Y)に沿って設けられ，該凹部(14)と残部(16)との境界線(18)が，折曲部形成方向(Y)に対して鋭角で且つ残部(16)を挟んで対向する境界線(18)と同一側に，傾斜せしめられてなることを特徴とするシート。」

「【請求項5】プラスチックシート等のシート体(10)に凹部(14)と残部(16)とからなる折曲部(12)を形成するためのシート折曲部用形成刃であって，刃本体(20)は，凹部(14)を形成するための複数の突出部(24)と，該突出部(24)との間で切欠かれた切欠部(26)とを有してなり，且つ前記切欠部(26)の両側の壁部(18)が，同一側で且つ折曲部形成方向(Y)に対して鋭角に，傾斜せしめられてなることを特徴とするシート折曲部用形成刃。」

カ 構成要件

a) 本件特許発明1について

本件特許発明1を各構成要件に分説すれば，次のとおりである(以下，各構成要件をその符号に従って「構成要件1-A」のように表記する。)

構成要件1-A プラスチックシート等のシート体(10)に折曲方向(X)に垂直に折曲部(12)が形成されてなる折曲部入りシートであって，

構成要件1-B 前記折曲部(12)は，シート体(10)に形成された多数の凹部(14)と該凹部(14)の間の残部(1

6) とから構成されてなり、

構成要件 1 - C 前記凹部 (1 4) の底部 (1 4 a) は、折曲部形成方向 (Y) に沿って設けられ、

構成要件 1 - D 該凹部 (1 4) と残部 (1 6) との境界線 (1 8) が、折曲部形成方向 (Y) に対して鋭角で且つ残部 (1 6) を挟んで対向する境界線 (1 8) と同一側に、傾斜せしめられてなる

構成要件 1 - E ことを特徴とするシート。

b) 本件特許発明 2 について

本件特許発明 2 を各構成要件に分説すれば、次のとおりである (以下、各構成要件をその符号に従って「構成要件 2 - A 」のように表記する。) 。

構成要件 2 - A プラスチックシート等のシート体 (1 0) に凹部 (1 4) と残部 (1 6) とからなる折曲部 (1 2) を形成するためのシート折曲部用形成刃であって、

構成要件 2 - B 刃本体 (2 0) は、凹部 (1 4) を形成するための複数の突出部 (2 4) と、該突出部 (2 4) との間で切欠かれた切欠部 (2 6) とを有してなり、

構成要件 2 - C 且つ前記切欠部 (2 6) の両側の壁部 (1 8) が、同一側で且つ折曲部形成方向 (Y) に対して鋭角に、傾斜せしめられてなる

構成要件 2 - D ことを特徴とするシート折曲部用形成刃。

(5) 本件特許発明と本件シート及び本件形成刃との対比について

ア 本件シートの構成は、別紙物件目録 1 記載のとおりである。これによれば、本件シートは、プラスチックシートのシート体 1 0 に折曲方向 X に垂直に折曲部 1 2 が形成されているプラスチックシートであって (構成要件 1 - A)、シート体 1 0 に形成された凹部 1 4 の底部は、折曲部形成方向

Yに沿って設けられている（構成要件1-C）。

したがって、本件シートは、本件特許発明1の構成要件のうち、構成要件1-A、同1-C及び同1-Eを充足する。

イ 本件形成刃の構成は、別紙物件目録2記載のとおりである。これによれば、本件形成刃は、プラスチックシート等のシート体に折曲部を形成するためのシート折曲部用形成刃である。

したがって、本件形成刃は、本件特許発明2の構成要件のうち、構成要件2-Dを充足する。

2 争点

(1) 被告は原告と競争関係にあるか（争点1）。

(2) 被告が告知した事実は何か（争点2）。

(3) 被告が告知した事実が虚偽か（争点3）。

ア 本件シートは、本件特許発明1の技術的範囲に属するか（争点3-1）。

a) 本件シートは、構成要件1-Bを充足するか（争点3-1-a）。

b) 本件シートは、構成要件1-Dを充足するか（争点3-1-b）。

イ 本件形成刃は、本件特許発明2の技術的範囲に属するか（争点3-2）。

a) 本件形成刃は、構成要件2-Aを充足するか（争点3-2-a）。

b) 本件形成刃は、構成要件2-Bを充足するか（争点3-2-b）。

c) 本件形成刃は、構成要件2-Cを充足するか（争点3-2-c）。

ウ 本件特許発明1には無効理由があるか（争点3-3）。

a) 本件特許発明1には進歩性があるか（争点3-3-a）。

b) 本件特許発明1は記載要件を満たすか（争点3-3-b）。

エ 本件特許発明2には無効理由があるか（争点3-4）。

a) 本件特許発明2には新規性又は進歩性があるか（争点3-4-a）。

b) 本件特許発明2は記載要件を満たすか（争点3-4-b）。

(4) 被告の告知行為は原告の営業上の信用を害するか（争点4）。

(5) 被告の告知行為は違法性が阻却されるか(争点5)。

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点1(被告は原告と競争関係にあるか。)について

(原告の主張)

(1) 株式会社開伸は、被告を代表者とする家族経営会社である。そうすると、同社は、実質的に被告と同視すべきであって、被告のように自己が代表者となっている会社のために告知行為をすると認められる者については、競争関係を認めるべきである。

(2) 被告は、原告と株式会社開伸では需要者がそれぞれ異なるから、原告と競争関係にないと主張する。

しかしながら、被告の主張は、単に原告と株式会社開伸の商品がその流通段階を異にするというものにすぎず、原告と株式会社開伸は、広く同種の商品である罫線入りプラスチックシートを取り扱うものであるから、被告が原告と競争関係にあることは明らかである。

(被告の主張)

原告は、プラスチックシートを自ら製造販売するものではなく、プラスチックシートを製造する装置を製造販売するものである。そのため、本件シートその他のプラスチックシートは、上記装置を購入した株式会社ウイル・コーポレーション、有限会社クリアージャパン及び株式会社ジェーピーインク等が製造販売している。

これに対して、被告を代表者とする株式会社開伸は、現実の業務としては、専らプラスチックシートの製造販売を行っている。

そのため、原告の需要者がプラスチックシートの製造業者であるのに対して、株式会社開伸の需要者はプラスチックシートの使用者である。

このように、原告と株式会社開伸では需要者が異なるから、被告は原告と競争関係にない。

2 争点2（被告が告知した事実は何か。）について

（原告の主張）

(1) 本件シートは本件形成刃によって製造されているから、本件シートの製造販売が本件特許権を侵害すると告知すれば、告知の相手方は、本件形成刃の製造販売も同様に本件特許権を侵害すると理解することは明らかである。

したがって、被告が告知した事実は、本件シート及び本件形成刃が本件特許権を侵害するというものである。

(2) 被告は、本件シートの罫線に関する事項のみを告知したものであって、本件形成刃に関する事項を告知したのではないから、被告の告知行為によっては、本件形成刃を製造販売する原告の信用を害するものとはいえないと主張する。

しかしながら、被告は、株式会社ウイル・コーポレーションに対して、次のとおり告知している。

「4）B氏の特許を実施すれば、フジシール、Aの権利に抵触し大変な問題になる可能性がある。

5）B氏の特許は、それ以外の特許にも抵触する可能性が大きく、その権利者は警告書を準備しているとの情報あり、・・・抵触の可能性の特許
特開平2 - 249626 特開平6 - 100017 特許315157
9号」

「B氏特許を実施している会社が透明ケース関係で3社判明しました。国内に200～400万枚出回っているようですが、今後抵触保障と、特許法による罰金等々で大変なことになる事と思います。」

これらの告知の内容によれば、「B氏の特許」の実施行為、すなわち、原告が製造販売する形成刃を使用してプラスチックシートを製造販売する行為を特許権の侵害であると警告しているものといえる。

したがって、被告の主張には、理由がない。

(被告の主張)

被告は、本件シートに関して本件特許権を侵害すると告知したのであって、本件形成刃に関して本件特許権を侵害すると告知したものではない。

したがって、本件では、本件形成刃が本件特許発明2の技術的範囲に属するか否かについて論ずる意味はない。

3 争点3 (被告が告知した事実は虚偽か。) について。

(1) 争点3 - 1 (本件シートは、本件特許発明1の技術的範囲に属するか。) について

ア 争点3 - 1 - a (本件シートは、構成要件1 - Bを充足するか。) について

(原告の主張)

a) はじめに

本件特許発明1は、構成要件1 - Bによれば、「前記折曲部(12)は、シート体(10)に形成された多数の凹部(14)と該凹部(14)の間の残部(16)」から構成されている。

これに対して、本件シートは、0.52mm間隔で配置された凹部14の間の湾曲凸部16から構成されているものの、湾曲凸部16は、残部16に相当しない。

b) 残部の意義について

本件特許明細書の【0006】【発明が解決しようとする課題】には、「何れの従来例のシートも、シートの折曲性を得るために凹溝を深く或いは凹溝の凸部分等を小さくすると折曲部の強度に欠け、逆にシートの強度を保つために凹溝の凸部分等を大きくするとシートの折曲性に欠けるという問題を有するものであった。」、【0007】には、「例えば、従来例3のシートにあっては、補強リブが凹溝に垂直に(折曲方向に沿って)形成されてなるものゆえに、凹溝側にシートを折り

曲げた際には補強リブ自体が当接しあい、シートの折曲げを阻害し、折曲性に欠けるという問題を有し、折曲性を確保すべく補強リブを小さくすると、シートの強度が得られないという問題を有していた。一方、シートを凹溝が形成されない側に折り曲げた際には、補強リブには引き裂き方向の力が生じ、該補強リブの破損等のおそれがあり、かかる破損を防止するために補強リブを大きくすると、シートの折曲性を阻害するという問題を生じていた。」とそれぞれ記載されている。

また、本件特許明細書の【0028】には、「残部16は、シートの厚みをそのまま残存させるものに限定されるものでなく、例えば図4に示すように凹部14より浅い凹みを有し、凹部14よりもシートの厚みが残存されているものも本発明の意図する範囲である。」、「残部16はシートの肉厚をそのまま残存させる構成を採用することにより、シートの強度を維持できるのみならず、折曲部12の形成が容易であるという利点を有する。つまり、図4に示すように残部16にも凹みを形成するならば、凹部14及び残部16の深さを的確に形成しなければ、シート自体の強度の低下或いは折曲性の低下が生ずるおそれがある。これに対して、残部16がシートの肉厚をそのまま残存させてなる構成を採用するならば、凹部14の深さに多少のズレが生じても、シート自体の強度並びに折曲性に悪影響を与えず、折曲部12の形成が容易であるという利点を有するものである。」とそれぞれ記載されており、「残部16」について、シートの肉厚をそのまま残存させる構成を採用することの優位性を指摘している。

これらの記載によれば、本件特許明細書では、残部は、従来例3のような浅い凹部をいうものではなく、プラスチックシートの厚さ又はそれより若干低い補強リブ6のようなものを想定して、折曲性の確保及び破損防止を意図するものである。

また、本件特許明細書の【0031】には、図5の実施態様として、凹部の「中央部に突部15を有するW字状に形成されてなるもの」が記載されており、これは、残部16とは別個の構成要素とされている。このような凹部の中の凸部は、従来例3の浅い凹部と同様に、本件特許発明の残部ではないことが明らかである。

以上のとおり、「残部」とは、その通常用語の意義からして、原則としては、プラスチックシートが凹部を形成するための形成刃で加工されていない部分をいうものであって、従来例3のような浅い凹部や本件特許明細書の第5図のような溝の中の低い凸部を含まないものである。

もっとも、本件特許明細書の【0028】には、「残部16は、シートの厚みをそのまま残存させるものに限定されるものではなく」と記載されており、【0028】には、このような場合には、「凹部14及び残部16の深さを的確に形成」しなければ、作用効果を奏しないという記載もある。しかし、本件特許明細書には、このように「的確に形成」することについては、技術的に開示されていない。

そうすると、当業者は、シートの厚みをそのまま残存させるもの以外の残部を構成することは不可能である。

したがって、「残部」とは、むしろ、シートの肉厚をそのまま残存させてなるものと解すべきである。

本件特許明細書の【0010】には、「該構成からなる本発明に係るシートにあっては、シート体10を折曲部12に沿って折曲方向Xに曲げた際に、両側の境界線18が同一側で傾斜した残部16は擦じれた状態となるので、互いに当接することもなく、また残部16に引き裂き方向に力が生じても、残部16の境界線18が傾斜してなるので前記引き裂き方向の力は分散され、残部16の破損を防止すること

ができる。」と記載されている。これは、残部の構成によってシートの折曲性とシートの強度を同時に確保しようとするものである。

したがって、「残部 1 6」とは、プラスチックシートの元の厚みに近く、壁状の薄いものであり、折り曲げた際に重ならないとの効果を奏するものである。

本件特許明細書には、「残部」を形成するための折曲部用形成刃には、残部 1 6 を形成する切欠部 2 6 の両側に壁部 1 8 があるとされている。

したがって、「残部」とは、壁状のものであると解すべきである。

c) 本件シートの湾曲凸部 1 6 について

湾曲凸部 1 6 は、壁状の立ち上がりがなく、二つの略楕円形の円柱が並列した形状をしており、二つの略楕円形の円柱の間には、ほぼ直線の溝状部 1 6 a がある。また、この形状は、扁平であって、凹部 1 4 の底部から頂点まで約 0 . 1 3 mm、溝状部 1 6 a まで約 0 . 0 7 mm しか隆起していない。

実際には、本件シートは、0 . 2 0 mm 以上の厚さのシートの加工に使用されるから、湾曲凸部 1 6 は、元のシートの厚さより顕著に浅く加工されている。

そうすると、上記 b) のとおり、このような浅い湾曲凸部 1 6 が「残部」に当たらないことは明らかである。

また、本件シートを凹部 1 4 が形成された表面側に折り曲げた場合には、凹部 1 4 に小さく隆起した湾曲凸部 1 6 が互いに当接する。これは、湾曲凸部 1 6 が、二つの略楕円形の円柱が並列した形状であって、折曲部 1 2 に対して垂直方向の長さよりも、これに沿った方向の長さの方が大きいことによるものである。このような構成によれば、湾曲凸部 1 6 を凹部 1 4 の形成された表面側に折り曲げた場合には、

湾曲凸部 16 の大部分が重なることが明らかである。

実際には、湾曲凸部 16 は、立体的に隆起しているから、全体的に押し潰されて、当接せずに擦れた状態になることはない。

例外的に、平面視で観察した場合に重ならない部分があったとしても、本件特許発明の重要な作用効果である折曲性を高めるという観点から、これを当接せずに擦れた状態であるとはいえない。ましてや、このような縦横幅の関係にある湾曲凸部 16 が横倒れする如く擦じれた状態となることはあり得ないことである。

実験報告書（甲 29）によっても、本件シートを表面側に折り曲げた場合には、湾曲凸部 16 は全体として押しつぶされた状態になっている。

他方で、湾曲凸部 16 は、罫線の無い裏面側に折り曲げた場合には、引き裂き方向の力が分散されるというようなことはない。つまり、本件シートでは、湾曲凸部 16 の形状や大きさの選択により破損を防止しているのであって、本件特許発明とは全く異なるものである。

そうすると、本件シートの湾曲凸部 16 は、本件特許発明の作用効果を奏しないから、本件特許発明 1 の残部とはいえない。

なお、本件シートの湾曲凸部 16 は、湾曲した低い隆起であるから、折り曲げると全体的に押しつぶされた状態になり、互いに当接しあうものの、シートの折曲げを阻害することがない。そうすると、このような湾曲凸部 16 は、そもそも本件特許発明の技術課題と無関係である。すなわち、本件シートは、折曲性については、小さく低い湾曲凸部 16 の形状により確保し、また、強度については、略楕円形の円柱を二つ並べたような形状により確保している。

したがって、本件シートでは、折曲性や強度の確保は、本件特許発明 1 とは異なる技術思想によって達成するものである。

(被告の主張)

- a) 「残部(16)」とは、凹部の底面よりも突出、隆起した部分であって、凹部よりもシートの厚みが残存しているものであると解される。

このことは、本件特許明細書の【0038】において、「残部16は、シートの厚みをそのまま残存させるものに限定されるものでなく、例えば図4に示すように凹部14より浅い凹みを有し、凹部14よりもシートの厚みが残存されているものも本発明の意図する範囲である。」と記載されていることから、明らかである。

そうすると、本件シートの湾曲凸部16は、凹部であるV字状の溝の表面よりも突出、隆起し、凹部よりもシートの厚みが残存されているから、構成要件1-Bの「残部」に当たる。

したがって、本件シートは、構成要件1-Bを充足する。

なお、構成要件1-Bを規定する文言には、残部がシートの厚みをそのまま残存させるという限定はない上、本件特許明細書の【0028】の記載は、実施例において、残部をシート厚と同じにする場合には利点があることを説明しているにすぎない。このような利点は、追加的な作用効果であって、本件特許発明1の作用効果そのものではない。

そうすると、本件特許明細書の【0028】の記載は、残部とシート厚との関係について限定を加える根拠とはなり得ないものである。

- b) 原告は、本件特許明細書の第5図において、突部15が残部とされていないことを「残部」についての主張の根拠としている。しかしながら、突部15に関する記載は、凹部の形状が限定されないことを示すために記載されたものであって、残部を限定するために記載されたものではない。

このことは、本件特許明細書の【0031】において「該凹部14は、折曲部形成方向YからみてV字状に形成されてなるものに限定されるも

のではなく、図5に示すように中央部に突部15を有するW字状に形成されてなるもの、さらには図6に示すように一つの凹部14の傾斜方向からみてV字状になるように形成されてなるものも本発明の意図する範囲である。」と記載されていることから明らかである。

- c) さらに、原告は、本件シートの湾曲凸部16は、その厚みにより、本件特許発明1の残部が有する「捻れ」という作用効果を奏しないと主張している。

しかしながら、捻れとは、両端をつかんで、互いに逆の方向に回す、又は、片端を固定して他方を一つの方向に回すことにより起きる状態をいうものであるから、そのような力が加われば、程度の差こそあれ、捻る対象に厚みがある場合であっても、捻れそのものは生じるものである。

原告の主張は、捻れの意味を明らかにしない上、捻れの用語について独自の狭い意味に解することを前提とするものである。

これを本件シートの湾曲凸部16についてみると、表面側に折り曲げた場合には、残部の両端が反対方向に回されており、捻れが発生していることは明らかである。このような捻れにより、残部が垂直な場合に比べて、残部が互いに重ならず、当接しないという作用効果が生じているといえる。

したがって、原告の主張には理由がない。

- イ 争点3-1-b(本件シートは、構成要件1-Dを充足するか。)について

(原告の主張)

- a) 境界線の主位的定義について

本件特許明細書の【0033】には、「本発明において境界線18とは、残部16を残存させつつ凹部16を形成する際に凹部14と残部16との間に形成が予定される線を意味し、折曲部12を形成した

際に明確に線となり表れないものも本発明の意図する範囲内である。」と記載されている。また、本件特許明細書の実施例の残部 16 は、いずれも垂直な壁状のものである。

そうすると、境界線 18 は、折曲部形成方向 Y に凹部 14 と残部 16 が残部 16 の壁を境に接している線であるというべきである。

つまり、このような境界線は、残部 16 の側面が壁状に垂直に立ち上がっていることにより、初めて生じるものである。

また、境界線は、本件特許発明 2 の構成要件 2 - C の「壁部」と裏腹の関係にあるから、「壁部」とは、残部が凹部から立ち上がっている壁状の部分に相当するものである。

これに対して、本件シートの湾曲凸部 16 は、湾曲面で構成されており、壁状の部分はないから、結局、残部も境界線もないというべきである。

したがって、本件シートは、構成要件 D を充足しない。

仮に、被告の主張するとおり、境界線が折曲方向 X と折曲部形成方向 Y で形成される平面（以下「XY 平面」という。）に投射して把握されるものであるとすれば、残部 16 の壁部 18 に対応する壁状の部分は、XY 平面に対して垂直なもののみを意味することになり、かえって、本件シートが本件特許発明 1 の技術的範囲に属さないことが明らかになる。

すなわち、XY 平面に投射された境界線 18 が凹部 14 と残部 16 を分けるものであるから、境界線が 1 本の直線又は曲線として XY 平面に投射されるには、凹部と残部の境界面は XY 平面に垂直な面である必要がある。

これに対して、境界面を傾けた場合には、XY 平面に投射した境界線は複数存在することになるから、境界線と折曲部形成方向 Y との角

度も複数存在することになる。このような場合において、いずれの境界線でその角度を特定するかについては、本件特許発明1の請求項及び本件特許明細書の発明の詳細な説明には記載されていない。

そうすると、結局、本件特許発明1は、境界線が一本の線分又は円弧となるもの、つまり、境界面がXY平面に垂直であるもののみに限定されると解釈すべきである。なお、このような場合において、境界線が円弧状のときは、その角度を特定できない以上、本件特許発明1の技術的範囲に属さないことは明らかである。

なお、角度については、被告は、形成刃の製造の際におけるワイヤー放電加工の角度である、又は、折曲部形成方向Yの折曲部12、すなわち、境界線と折曲部の線との交点における接線の角度であると主張している。

前者の定義は、本件特許発明1の請求項及び明細書の記載に基づかないものである。また、後者の定義は、構成要件1-Dの「折曲部形成方向(Y)に対して鋭角で」を「折曲部形成方向(Y)の折曲部12に対して鋭角で」と読み替えるものであって、構成要件1-Dの文言を無視するものである。すなわち、「折曲部12」における接線という概念は、境界線と折曲部形成方向との角度を定義するために被告が作り出した概念にすぎない。

b) 境界線の予備的定義について

「境界線」について、被告は、残部が凹部に向けて落ち込みを開始する線であると主張する。しかし、このような解釈は、次のとおり、本件特許明細書の記載に反するものである。

すなわち、本件特許明細書には、「該凹部(14)と残部(16)との境界線(18)」(請求項1,【0009】)又は「凹部14と残部16との境界線18」(【0011】,【0012】)と記載されてい

る。これらの記載によれば、境界線は、凹部と残部との境界であって、残部のうちの一部を示すものではない。

この点について、被告は、本件特許明細書の図6を根拠に解釈していると思われる。しかし、図6は、そもそも被告が訂正審判によって削除しているものであって、特許請求の範囲の用語の解釈には当初の図面を用いるものとしても、図6は、特殊な例あるいは統一的な解釈のできない例であって、このような例を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するのは誤りである。

仮に、被告の解釈を採用する場合であっても、本件シートは本件特許発明1の技術的範囲には属さない。なぜなら、本件シートの湾曲凸部16の最も高い部分を「境界線」とするときには、そのような部分は湾曲凸部16において1本しか存在しないことになる。

他方で、構成要件1-Dには「残部(16)を挟んで対向する境界線(18)」(請求項1)と記載されているとおり、残部とは、2本の境界線によって挟まれている部分をいうものである。

そうすると、本件シートの湾曲凸部16は、2本の境界線によって挟まれている部分がないため、本件シートは、「残部」に相当する構成を有しないことになる。

ちなみに、「残部」とは、「線」ではなく、「体積」を有する概念であって、それゆえ、本件特許明細書に記載されているとおり、重なり等の課題が生じるものである。この点からも、被告の解釈では、本件シートが本件特許発明1の技術的範囲に属さないことが明らかである。

(被告の主張)

a) 境界線の主位的定義について

「境界線(18)」とは、凹部の底面から、残部の突出、隆起が開

始した部分と解される。

すなわち、「残部」は、上記アのとおり、「凹部の底面よりも突出、隆起した部分」、あるいは、「凹部よりもシートの厚みが残存している部分」であるから、残部か凹部かは、底面からの突出、隆起の有無、又は、凹部に比較してシートに厚みが残存しているか否かで区分されることになる。

そうすると、境界線とは、境目となる線である以上、残部と凹部との相違が最初に表れる線ということになるため、本件特許発明1の「境界線(18)」とは、凹部の底面から残部の突出、隆起が開始した部分をいうことになる。

本件シートでは、このような境界線は円弧状の線となるものの、このような線も、本件特許発明1の「境界線」に該当する。このことは、本件特許明細書の【0032】において「境界線18は直線であることは要せず、図9に示すように円弧状等であっても良く」と記載されていることから明らかである。

また、本件特許発明1では、境界線が円弧状である場合には、本件特許明細書の【0032】の「少なくとも残部16を挟んで対向する境界線18同士が同一側に傾斜せしめられてなるものであれば本発明の意図する範囲内である。」という記載及び境界線が円弧状の境界線の接線とされている図9の記載からすれば、境界線の円弧の折曲線との交点における接線が折曲部形成方向Yに対して鋭角で、かつ、残部16を挟んで対向する境界線の接線と同一側に傾斜していれば、構成要件1-Dの構成を充足するということができる。

本件シートの円弧状の境界線の折曲線との交点における接線は、折曲部形成方向Yに対して約45度で鋭角に傾斜している。また、当該接線の湾曲凸部(16)を挟んで対向する円弧状の境界線の接線は、

同一側に、傾斜している。

したがって、本件シートは、構成要件 1 - D を充足する。

また、本件特許発明 1 における境界線の傾斜とは、残部をなす四角柱や円柱と折曲部とが形成する角度の傾斜を、凹部との境界線に着目して表現したものである。したがって、残部をなす四角柱や円柱が折曲部に鋭角に傾斜している場合には、境界線は、折曲部に鋭角に傾斜しているといえることができる。

本件シートでは、この傾斜は、形成刃の切欠部を形成するためのワイヤーと形成刃との角度によって定められる。具体的には、シートの凸部を形成するための切欠部を形成刃で作る場合には、形成刃の刃の部分に断面円形のワイヤーを接近させて、そのワイヤーを放電させて、形成刃の刃の一部の金属を破壊して、切欠部を作ることになる。このような場合において、ワイヤーの角度を刃の長さ方向に対して鋭角にしたときに、シートに形成される残部の境界線が鋭角となる。

本件シートの湾曲凸部 16 は、2 本分のワイヤーにより形成刃で作られた切欠部により形成されたものであり、その結果、二つの円筒形の一部の形状をしている。

そうすると、ワイヤーの形成刃の刃に対する角度は鋭角であり、これにより形成される円筒形も同様に、折曲部に対する角度は鋭角であるから、本件シートの境界線が折曲部形成方向 Y に対して鋭角であることは明らかである。

したがって、本件シートは、構成要件 1 - D を充足する。

構成要件 1 - D によれば、境界線は、折曲部形成方向 Y に対して鋭角で傾斜していると定めているから、その傾斜は、折曲部形成方向 Y の折曲部 12 に対するものということになる。

そうすると、境界線の傾斜は、境界線が折曲部の線と交わる点にお

ける境界線の接線の傾斜を意味するというべきであるから、本件シートでは、その傾斜は同じ方向に45度の鋭角をもって傾斜している。

したがって、本件シートは、構成要件1-Dの構成を充足する。

b) 境界線の予備的定義について

境界線とは、上記 a) の定義の外に、本件特許明細書の図3ないし図6に記載されている境界線によれば、境界線は、残部から凹部に落ち込みが開始する線、言い換えれば、残部の凹部に対する最も高い位置を示す線と解することができる。

このような解釈によれば、本件シートの湾曲凸部16の最も高い部分により構成される線とは、湾曲凸部16を構成する略楕円形の円柱の母線である。この線は、折曲部12に対し鋭角に傾斜している。そして、本件シートの湾曲凸部16の境界線は、略楕円形の円柱ごとに2本あり、これらの境界線は、同一側に傾斜している。

したがって、本件シートは、構成要件1-Dを充足する。

なお、このような解釈を前提とする場合には、境界線が残部を挟んで対向しているか否かが問題となる。

構成要件1-Dは「残部(16)を挟んで対向する境界線(18)と同一側に、傾斜せしめられてなる」として、同一側に傾斜する境界線が残部を挟んでいるという書きぶりを採用している。これは、凹部を挟んで対向する境界線については、同一側に傾斜している必要がないことを示すためのものである。つまり、この記載は、どの境界線とどの境界線とを比較して同一側に傾斜しているかを特定するためのものにすぎない。

このことは、本件特許明細書の【0032】には「境界線18は互いに平行であることを要せず、また、図10に示すように凹部14を挟んで対向する境界線18同士が反対側に傾斜せしめられてなるもの

であっても本発明の意図する範囲である。」と記載されていることから明らかである。つまり、「挟んで」という文言は、本件特許明細書の図10のように、凹部を挟んだ境界線が同一側に傾斜している必要がないという以上の意味はない。

結局のところ、構成要件1-Dの「残部(16)を挟んで対向する境界線(18)と同一側に、傾斜せしめられてなる」というためには、同一側に傾斜していなければならない境界線同士の間に残部があれば足り、残部の全部を境界線同士で挟んでいることまでを要求するものではない。

そうすると、本件シートの湾曲凸部16の二つの楕円形状の円柱の母線の間には残部があるため、このような構成であれば、どの境界線とどの境界線を比較して、同一側に傾斜しているかを特定することができる。

したがって、境界線を最高部にあるものとして解釈する場合であっても、本件シートの境界線は、残部を挟んで同一側に傾斜しているから、本件シートは、構成要件1-Dを充足する。

(2) 争点3-2(本件形成刃は、本件特許発明2の技術的範囲に属するか。)について

ア 争点3-2-a(本件形成刃は、構成要件2-Aを充足するか。)について

(原告の主張)

本件特許明細書の【0014】には「また、本発明に係るシート折曲部用形成刃としての特徴は、プラスチックシート等のシート体10に凹部14と残部16とからなる折曲部12を形成するためのシート折曲部用形成刃であって、刃本体20が、凹部14を形成するための複数の突出部24と、該突出部24との間で切欠かれた切欠部26とを有してなり、且つ前

記切欠部 2 6 の両側の壁部 1 8 が，同一側で且つ折曲部形成方向 Y に対して鋭角に，傾斜せしめられた点にある。」，【 0 0 1 5 】には「本発明に係る形成刃は上記構成からなるので，該形成刃によってプラスチックシート等のシート体 1 0 に折曲部 1 2 を形成すると，切欠部 2 6 に相当する部位を残存させつつ，突出部 2 4 によって該残部 1 6 間に凹部 1 4 を形成することができ，この際切欠部 2 6 の両側の壁部 1 8 が同一側で且つ折曲部形成方向 Y に対して鋭角に傾斜せしめられてなるので，シート体 1 0 の凹部 1 4 と残部 1 6 との境界線 1 8 が折曲部形成方向 Y に対して鋭角で且つ残部 1 6 を挟んで対向する境界線 1 8 と同一側に傾斜せしめて折曲部 1 2 を形成することか〔ママ〕できる。」とそれぞれ記載されている。

また，本件特許発明 1 の構成要件には，「プラスチックシート等のシート体（1 0）に折曲方向（X）に垂直に折曲部（1 2）が形成されてなる折曲部入りシートであって，前記折曲部（1 2）は，シート体（1 0）に形成された多数の凹部（1 4）と該凹部（1 4）の間の残部（1 6）とから構成されてなり，前記凹部（1 4）の底部（1 4 a）は，折曲部形成方向（Y）に沿って設けられ，該凹部（1 4）と残部（1 6）との境界線（1 8）が，折曲部形成方向（Y）に対して鋭角で且つ残部（1 6）を挟んで対向する境界線（1 8）と同一側に，傾斜せしめられてなることを特徴とするシート。」と記載されている。

これらの記載から明らかなおり，本件特許発明 2 の形成刃は，本件特許発明 1 のシートを形成するためのものである。

すなわち，本件特許発明 2 では，「同一側」，「鋭角に」，「傾斜」等の用語の意味が不明瞭のため，形成刃の形状を明確に示しているとはいえないものの，これにより形成されるものは，本件特許発明 1 のシートである。

そうすると，このような形成刃とシートの関係によれば，本件形成刃によって形成される本件シートが，本件特許発明 1 の技術的範囲に属さない

ものであるならば、そのようなシートを形成する本件形成刃も、同様に、本件特許発明 2 の技術的範囲に属さないことは明らかである。

したがって、構成要件 1 - B において主張したとおり、湾曲凸部 1 6 は、「残部 (1 6) 」とはいえないから、同様に、本件形成刃は、「残部 (1 6) 」とからなる折曲部 (1 2) を形成する」ためのものではないから、構成要件 2 - A を充足しない。

(被告の主張)

本件特許発明 2 は、本件特許発明 1 と裏腹の関係にある。そうすると、本件シートは本件特許発明 1 の技術的範囲に属するから、同様に、本件形成刃も本件特許発明 2 の技術的範囲に属することになる。

したがって、本件形成刃が、構成要件 2 - A を充足することは明らかである。

イ 争点 3 - 2 - b (本件形成刃は、構成要件 2 - B を充足するか。) について

(原告の主張)

切欠部とは、残部を形成するために、刃が切り欠かれているものであって、その部分には、シートに作用する刃がないことを意味している。

そうすると、本件形成刃の湾曲凹部 2 6 は、罫線加工の際にシートに圧力を加えて、湾曲凸部 1 6 を形成するものであるから、シートに作用する刃であると認められる。

したがって、本件形成刃には、切欠部がないから、構成要件 2 - B を充足しない。

(被告の主張)

本件特許発明 2 は、本件特許発明 1 と裏腹の関係にある。そうすると、本件シートは本件特許発明 1 の技術的範囲に属するから、同様に、本件形成刃も本件特許発明 2 の技術的範囲に属する。

したがって、本件形成刃が、構成要件 2 - B を充足することは明らかである。

ウ 争点 3 - 2 - c (本件形成刃は、構成要件 2 - C を充足するか。) について

(原告の主張)

本件形成刃の湾曲凹部 2 6 は、立体的に湾曲しているから、これには壁部 1 8 がない。また、湾曲しているから、「同一側で且つ折曲部形成方向 (Y) に対して鋭角に、傾斜せしめられてなる。」という構成ではない。

したがって、本件形成刃は、構成要件 2 - C を充足しない。

(被告の主張)

原告は、湾曲凹部 2 6 が断面半円形であって湾曲しているから、これには壁部がないと主張している。

しかしながら、本件特許発明 2 において壁部が平面でなければならないという文言上の限定はなく、その他壁が平面でなければならないとする根拠はないから、湾曲していても、傾斜していても、壁といえる。

そうすると、壁部 1 8 とは、切欠部 2 6 の最底面から切欠きのない刃本体表面までの面を意味するものであるから、本件形成刃では、壁部 1 8 が同一側で且つ折曲部形成方向 Y に対して 4 5 度の角度に傾斜していることは明らかである。

したがって、本件形成刃は、構成要件 2 - C を充足する。

(3) 争点 3 - 3 (本件特許発明 1 には無効理由があるか。) について

ア 争点 3 - 3 - a (本件特許発明 1 には進歩性があるか。) について

(原告の主張)

a) 本件特許発明 1 の特許出願前に頒布された刊行物である特公昭 6 1 - 3 7 0 9 2 号公報 (甲 3 1。以下「甲 3 1 公報」といい、これにより開示された発明を「甲 3 1 発明」という。) の特許請求の範囲には、「複

合プラスチックシートを折り曲げるに当り、この複合プラスチックシートの折り曲げ線に相当する部分に直線状に断続して連なる切り込み溝を、これら切り込み溝の間に溝なし部分が介在するように形成し」と記載されている。そうすると、甲31発明には、プラスチックシート等のシート体において折曲方向に垂直に折曲部が形成されてなる折曲部入りシートであって、当該折曲部には、シート体に形成された多数の凹部と該凹部の間の残部とから構成されてなる構造が開示されている。

したがって、甲31公報には、構成要件1-A、同1-B及び同1-Cの構成が開示されている。

なお、甲31公報のFIG.1には、切り込み溝の形状として、両端部が上方に開いた形状の実施例が開示されている。このような形状の溝では、凹部と残部との境界面は、斜めに傾いたV字状の面となる。また、甲31公報のFIG.1のポンチ4は、プラスチックシート体に凹部と残部を形成する刃であって、複数の突出部とその間の切欠部からなる。また、切欠部の壁部は斜めの平面である。

- b) 本件特許発明1の特許出願前に頒布された刊行物である米国特許第4642086号の明細書(甲27。以下「甲27明細書」といい、これにより開示された発明を「甲27発明」という。)のFIG.4及びその説明によれば、薄いエリア30が熱可塑性プラスチックシートの折り目34に沿って並んでおり、薄いエリア30が、それぞれ折曲線に斜め45度方向に平行に傾斜しているという構成が開示されている。

そして、その効果として、甲27明細書には、「熱可塑性プラスチックシートに切り口をつけるのにはプレートの溝はどのような角度がつけられても良いが、最も良い結果を得られるのは溝が切り口をつける工具に対し45°で角度がつけられたときである事が発見されている。」(甲27明細書の1欄66行から2欄4行まで)、「当発明によると最良の

結果は、FIG.2に示されているように、溝のカットが切り口をつける工具16の縦の軸1に対して45°の角度で配置された際に得られている。そのように配置する事で、折り目はベストの強度と柔軟性のコンビネーションとなる」(甲27明細書の3欄14行から22行まで)とそれぞれ記載されている。これは、本件特許発明1の「シートの折曲性及びシートの強度を同時に満たし得るシートを提供する」という効果と同じである。

そうすると、甲31公報に開示されている多数の凹部と残部とからなる折曲部を備えた折曲罫線入りプラスチックシートにおいて、甲27明細書に開示されているように、その残部の形状をこれを挟む境界線が同一側に傾斜するようにすることは、当業者が容易になし得ることである。

したがって、本件特許発明1は、甲31発明に甲27発明を組み合わせることによって、当業者が容易に想到することができた発明であり、進歩性がない。

(被告の主張)

甲31発明のプラスチックシートは、本件特許発明1とは異なり、残部の境界線に該当する部分が折曲部形成方向に対して垂直であるから、境界線が折曲部形成方向に対して傾斜しているという構成(構成要件1-D参照)は開示されていない。

他方で、甲27発明における罫線の反対の面にある斜めの溝は、折曲部形成方向に対して傾斜している。

しかしながら、甲27発明の斜めの溝から、甲31発明の境界線を折曲部形成方向に対して傾斜させるということは、当業者が容易に想到できるものではない。

すなわち、甲27発明は、切欠きのない罫線刃でシートに残部のない罫線(凹部)を形成し、そのシート裏側で、複数の斜めの溝からなる平らな

プレートによって複数の溝を形成するものである。そのため、表面には残部のない罫線（凹部）が、裏面には罫線（凹部）のないフラットな面に斜めの溝が形成されているにすぎないものである。このように、甲 27 発明は、罫線（凹部）に残部を形成することをそもそも想定していない。

これに対して、甲 31 発明は、罫線（凹部）が形成された面の反対の面には、溝を形成することは全く想定されていない。

そうすると、本件特許発明 1 及び甲 31 発明は、罫線（凹部）の形状を工夫することにより、プラスチックシートの強度と柔軟性を共に確保しようとするものであるのに対し、甲 27 発明は、罫線（凹部）の形状には着目していないため、技術的な思想が全く異なっている。

このように、甲 31 発明及び甲 27 発明は、基本的な構成や技術的な思想そのものが異なるものであるから、甲 27 発明を甲 31 発明に組み合わせ、甲 31 発明の境界線を斜めにするということは、当業者が容易に想到できるものではない。

したがって、当業者は、甲 31 発明に甲 27 発明を組み合わせることによって、本件特許発明 1 を容易に想到することができないため、原告の主張には、理由がない。

イ 争点 3 - 3 - b（本件特許発明 1 は記載要件を満たすか。）について
（原告の主張）

a) 境界線について、本件特許発明 1 の構成要件 1 - D には、「凹部（14）と残部（16）との境界線」と記載されている。しかし、本件特許明細書には、実施例として境界線 18 を上面から見た図のみしか記載されていないため、境界線 18 の形状が明らかではない。

仮に、凹部を形成する底部からの立ち上がりの線を境界線と解する場合には、境界線は、直線や折れ曲がった直線、あるいは、曲線や折れ曲がった曲線となる。そうすると、構成要件 1 - D には、「折曲部形成方

向（Ｙ）に対して鋭角で」と記載されているものの、上述のとおり、境界線が様々な形状を含む３次元の線となり得ることを考慮すると、境界線と折曲部形成方向との関係において、「鋭角」の基準となる空間的位置関係が明らかとはならない。

これと同様に、構成要件１－Ｄには、「残部（１６）を挟んで対向する境界線（１８）と同一側に、傾斜せしめ」と記載されているものの、様々な形状を含む３次元の線である境界線と３次元立体である「残部（１６）」を挟んで対向するもう１本の「境界線（１８）」との関係において、「傾斜」の基準となる空間的配置関係が明らかとはならない。

結局のところ、本件特許発明２の形成刃の形状や実施例等をも考慮すると、「境界線」という表現は誤りであって、「境界面」が正しいと思われる。

- b) また、本件シートの湾曲凸部１６が「残部（１６）」の構成を充足するとすれば、「残部」は、発明の作用効果を奏しない範囲をも含むことになる。

以上のとおり、本件特許発明１の記載は、特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものでなく、また、特許を受けようとする発明が明確でもない。

したがって、本件特許発明１は、特許法３６条６項１号及び２号に規定する要件を満たさないから、同法１２３条１項４号に該当し、無効審判により無効にされるべきものである。

（被告の主張）

原告は、本件特許発明１の「境界線」は、「境界面」と理解すべきであると主張している。しかし、線はあくまで線であって、線を面と解釈することはできない。

また、原告は、境界線の傾斜を３次的に把握することを前提として主

張している。しかし、本件特許発明1における境界線の傾きは、X Y平面に投射して把握されるもの、つまり、平面視において折曲部形成方向に対して傾斜していることを意味するものである。

これは、「角度」とは、平面上の1点から出る二つの線で分割された領域において、この二つの線の開き具合をいうものであって、このような角度の意味からしても、3次元ではなく平面を前提としている。

そうすると、本件特許発明1における境界線の傾きは、X Y平面に投射して把握されるもの、つまり、平面視において折曲部形成方向Yに対して傾斜していることを意味しているのであって、3次元で境界線の傾斜を捉えるものではない。

したがって、本件特許発明1は、特許法36条6項1号及び2号に規定する要件を満たすから、無効審判により無効にされるべきものとはいえない。

(4) 争点3 - 4 (本件特許発明2には無効理由があるか。)について

ア 争点3 - 4 - a (本件特許発明2には新規性又は進歩性があるか。)について

(原告の主張)

甲27発明は、「熱可塑性プラスチックシートに対して柔軟な折り目をつけるための器具」であって、高周波加工を前提とし、溝をつけたプレート22と工具16により行われる。これに対して、本件特許発明2は、「シート折曲部用形成刃」である。

他方で、本件特許発明においては、シートの折曲部の形状とこれを形成する刃とは裏腹な関係にあり、本件特許発明2は、本件特許発明1のシートを形成する以上の効果を有しないものである。

そうすると、甲27明細書のFIG.4により示されたプラスチックシートの形状に合わせた形成刃を作成することは、当業者にとって極めて容易か

つ当然のことであって、そのような形成刃は、実質的に甲 2 7 明細書に開示されているものといえる。

したがって、本件特許発明 2 は、特許法 2 9 条 1 項 1 号又は同条 2 項に違反して特許を受けたものであり、無効審判により無効とされるべきものである。

(被告の主張)

甲 3 1 公報の FIG. 1 には、切欠きのある形成刃が開示されている。しかし、切欠部の両面の壁部は、折曲部形成方向に対して鋭角的に傾斜していない点で、本件特許発明 2 と相違している。

他方で、甲 2 7 発明の形成刃は、そもそも切欠きがなく、切欠部の両側の壁部が存在しうる余地はない点で、本件特許発明 2 と相違している。

そうすると、本件特許発明 2 は、甲 3 1 発明及び甲 2 7 発明により公然知られたものではない。

また、甲 2 7 発明においては、甲 3 1 発明の形成刃の刃先を加工して切欠部を形成しようとする動機付けはなく、それゆえ、その壁部を折曲部形成方向に対して鋭角的に傾斜させるという動機付けもないため、当業者が甲 3 1 発明に甲 2 7 発明を組み合わせて本件特許発明 2 を容易に想到することはできないものである。

したがって、原告の主張には、いずれも理由がない。

イ 争点 3 - 4 - b (本件特許発明 2 は記載要件を満たすか。) について

(原告の主張)

a) 本件特許発明 2 の構成要件 2 - C には、「切欠部 (2 6) の両側の壁部 (1 8) が、同一側で且つ折曲部形成方向 (Y) に対して鋭角に、傾斜せしめ」と記載されている。また、本件特許明細書の詳細な説明や図面によれば、壁部 1 8 は、平面だけでなく、曲面をも含むものとされている。

そうすると、特に、壁部 18 が曲面の場合には、「傾斜せしめ」とは、どの部分の傾斜を意味するのか、また、「鋭角に、傾斜せしめ」とは、どのような空間的配置を意味するのか、明らかではない。

- b) 仮に、本件シートの湾曲凸部 16 が「残部 (16)」の構成を充足するとすれば、「残部」は、発明の作用効果を有しない範囲をも含むことになる。
- c) 以上のとおり、本件特許発明 2 の記載は、特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものでなく、また、特許を受けようとする発明が明確でない。

したがって、本件特許発明 2 は、特許法 36 条 6 項 1 号及び 2 号に規定する要件を満たさないから、同法 123 条 1 項 4 号に該当し、無効審判により無効にされるべきものであることは明らかである。

(被告の主張)

本件特許発明 2 の構成要件には、壁部が平面でなければならないという文言上の限定はなく、その他平面でなければならないとする根拠はないから、湾曲凹部 26 は、断面半円形であって湾曲しているものの、壁部 18 を構成しているといえる。

そうすると、湾曲凹部である壁部 18 は、切欠部 26 の最底面から切欠きのない刃本体表面までの面であって、切欠部の両側の壁部 18 が、同一側で且つ折曲部形成方向 Y に対して 45 度の角度に傾斜していることは明らかである。

したがって、本件特許発明 2 は、特許法 36 条 6 項 1 号及び 2 号に規定する要件を満たすから、無効審判により無効にされるべきものとはいえない。

以上のとおり、原告の主張には理由がない。

4 争点 4 (被告の告知行為は原告の営業上の信用を害するか。) について

(原告の主張)

- (1) 本件特許発明では、シートと形成刃の関係は裏腹である。これと同様に、本件シートは、本件形成刃により製造されるため、本件シートと本件形成刃の関係も裏腹である。

そうすると、本件シートの製造販売が本件特許権を侵害すると告知すれば、告知の相手方は、本件形成刃の製造販売も同様に本件特許権を侵害すると理解するといえる。そのため、告知の相手方は、原告製造に係る本件形成刃を購入しても、これを使用してプラスチックシートを製造販売することができないと理解して、客観的事実に反する誤解をしてしまうことは明らかである。

したがって、被告の告知行為が、原告の営業上の信用を害することは明らかである。

- (2) 被告は、告知文書において原告を特定していないから、告知の相手方においてその告知の内容が原告に関するものであると理解することはないから、被告の告知行為は、原告の営業上の信用を害するものではないと主張する。

しかしながら、信用毀損行為をもたらす文書等には、信用毀損を受ける他人の氏名又は名称が具体的に明示されている必要はないというべきである。

本件についてみると、告知文書に原告の会社名が挙げられていなかったとしても、株式会社ウイル・コーポレーションは、自らの取引先である原告が製造販売する本件形成刃が本件特許権を侵害しているという客観的事実に反する印象を持ち、同様に、その他の会社についても、本件シートと裏腹の関係にある本件形成刃につき、客観的事実に反する印象を持つことは明らかである。

したがって、被告の主張には理由はない。

(被告の主張)

- (1) 不正競争防止法2条1項14号の不正競争行為は、告知等の行為が他人の営業上の信用を害することを要件とする。そして、営業上の信用が害される

といえるためには、告知等の相手方において、少なくともその告知等の内容が当該他人に関するものであることを認識することが必要となる。

したがって、告知の相手方においてその告知等の内容が当該他人に関するものであることを認識しない場合には、不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号の不正競争行為は成立しない。

(2) 本件についてみるに、被告の告知等の内容は、訴外会社が製造販売するプラスチックシートに関するものであって、原告が製造販売する本件形成刃に関するものではない。

このような事実によれば、告知の相手方は、その告知の内容が原告に関するものであることを認識することはない。

以上によれば、被告による告知等の行為は、原告の営業上の信用を害するものではないから、不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号の不正競争行為には該当しない。

5 争点 5 (被告の告知行為は違法性が阻却されるか。) について (原告の主張)

(1) 被告は、被告の告知行為が競争関係にある直接の相手方に対するものであって、本件特許権の権利行使としてしたものであると主張する。

しかしながら、告知文書で指摘している本件特許権の侵害行為が成り立たない場合には、虚偽の事実を告知したことに他ならないのであって、被告が告知した内容につき真実であると確信していたという主観的事情は関係がない。

そもそも不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号所定の営業誹謗行為の差止めには、故意又は過失は要件とされていない。これは、虚偽の事実を告知された者にとっては、これ以上の被害の拡大を防ぐために、差止請求が認められる必要性が極めて大きいからである。

したがって、特許権者等において指摘する対象製品が侵害品ではない、又

は、特許権者等の権利に無効事由が存在する場合には、もはや、違法性阻却事由を考慮する余地はなく、差止請求が認められるべきである。

(2) また、被告は、本件形成刃を使用して本件シートを製造販売する会社のみではなく、本件シートを購入して自社製品の包装資材としてこれを使用しているサンスター株式会社や株式会社ダイヤケミカルに対してまでも警告をしているのであって、これらの行為は、権利行使として到底正当化することはできない。

(3) 以上のとおり、被告の告知行為は、実質的にみれば、原告の取引先に対する信用を毀損し、これにより、当該取引先が原告との取引を手控えたり、在庫品を返却するなどして、原告に致命的な打撃を与えるものとなりかねないものであり、極めて違法性の高いものである。

したがって、被告の告知行為は、正当な権利行使といえるものではなく、違法性は阻却されない。

(被告の主張)

(1) 被告が告知した内容は、主として株式会社ウイル・コーポレーション、有限会社クリアージャパン、株式会社ジェーピーインクその他のプラスチックシートの製造業者（以下「訴外シート製造会社」という）が製造したプラスチックシートを対象とするものである。

このような意味では、訴外シート製造会社への告知行為は、被告と競争関係にある直接の相手方に対するものである。

そうすると、仮に、特許権侵害が認められない場合であっても、侵害者と思われる者に対して特許権侵害について直接警告することは、虚偽の事実の告知には当たらない。

したがって、被告の訴外シート製造会社に対する告知行為は、不正競争防止法2条1項14号の不正競争行為に当たらない。

(2) 仮に、訴外シート製造会社以外のプラスチックシートを使用する会社に対

する告知行為があったとしても、これは特許権の権利行使としてされたものであって、違法性が阻却されるから、不正競争防止法2条1項14号の不正競争行為は成立しない。

すなわち、プラスチックシートを単に使用する会社であっても、本件特許発明1を使用するものであるから、本件特許権を侵害するものである。

したがって、これらの会社に対する告知行為も、同様に、特許権侵害の直接の相手方に対するものとして、(1)と同様に、不正競争防止法2条1項14号の不正競争行為に当たらない。

(3) また、被告は、告知するに際して、訴外シート製造会社が本件シートを製造販売する行為が本件特許権を侵害し、かつ、本件特許権には無効事由がないと確信していた。

このような場合には、被告の告知行為は、後日、本件特許権の無効が審決等により確定し、又は本件シートが侵害品ではないことが判決により確定した場合であっても、このような告知行為は、特許権者による特許権の正当な権利行使の一環としてされたものというべきである。

したがって、被告による告知行為は、正当行為として違法性が阻却される。

第4 当裁判所の判断

1 事実関係

前記争いのない事実等に証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の各事実が認められる。

(1) 原告と被告の業務について

原告は、専ら本件形成刃を製造し、株式会社ウイル・コーポレーション、株式会社ジェーピーインク、有限会社クリアージャパンその他の取引先に対して、本件形成刃を販売している。これらの取引先は、本件形成刃を使用して本件シートを製造し、サンスター株式会社、株式会社ダイヤケミカルその他の取引先に対して、本件シートを販売している。

これに対して、被告を代表取締役とする株式会社開伸は、専らプラスチックシートを製造販売している。なお、株式会社開伸は、被告が経営する個人経営会社である。

(2) 本件訴訟に至る経緯について

ア 被告による告知行為について

被告は、平成18年2月又は3月ころ、株式会社ウイル・コーポレーションに対して、次の内容を記載した文書を送付した(甲5)。

「私は、最近貴社がPPシートを使用したダイレクト用の封筒を製造される等々の情報を東京出張時、小耳にはさみました。

PPシートの折り曲げ部分に特許の折り曲げ罫線を採用される等々でした。

私は、40年前よりプラスチックシートの折り曲げ罫線の研究開発を行っており、この道では業界(透明ケース加工業)で知らない人は居ないと人々は言うておりますくらい折り曲げ罫線には精通しております。

今回の情報を私なりに調査致しました結果をまとめましたので一読願ひ貴社の益々の発展に微力ながらご協力できれば幸いであり、少なからずや貴社の株主としまして義務が果たせればと失礼をかえりみずにご一報させて頂きました。

特許調査結果

貴社が実施権を購入された特許(別紙参照)

特許第3532183号「折り曲げ罫線入りプラスチックシートおよびプラスチックシート用罫線刃」

登録、発明者 B

- 1) 本特許は、早期審査制度を利用して出願後、約2年で権利登録されている。
- 2) 本特許の出願日(平成13年12月3日)以前に株式会社フジシール

インターナショナルと、Aが同様の基本特許（出願日平成9年1月17日）を約4年前に出願しており、この基本特許が平成17年12月16日に特許第3752035号として権利登録された。

- 3) 大阪の特許事務所で見解書を作製願った結果、早期審査時、先願の特許を全く調査していないため、B氏の特許が通ってしまった経過が判明、
 - 4) B氏の特許を実施すれば、フジシール、Aの権利に抵触し大変な問題になる可能性がある。
 - 5) B氏の特許は、それ以外の特許にも抵触する可能性が大きく、その権利者は警告書を準備しているとの情報あり、・・・抵触の可能性の特許 特開平2 - 249626 特開平6 - 100017 特許3151579号
 - 6) B氏特許は、現在無効審判の手続きを行っている会社があります。
- 以上の調査結果から判断致しますと、B氏特許を実施して、国内に製品が出てしまっただけからの抵触保障と、貴社のイメージダウンは計り知れないものになる可能性が大と見ております。

B氏特許を実施している会社が透明ケース関係で3社判明しました。国内に200～400万枚出回っているようですが、今後抵触保障と、特許法による罰金等々で大変なことになる事と思います。」

イ 上記アに対する原告の対応について

原告及び原告代表者であるBの代理人弁護士佐藤治隆（以下「佐藤」という。）らは、平成18年3月8日ころ、被告に対して、次の内容を記載した申入書を送付した（甲12）。

「当職らは、依頼人有限会社ベルテック及び同社代表者でもあるBの依頼により、次のとおり申し入れ致します。

依頼人Bは特許第3532183号（以下「依頼人特許」）の特許権者

であり同有限会社ベルテックは当該特許発明を実施して、折り曲げ罫線入りプラスチックシートの加工及び装置並びに罫線刃の製造、販売等を行っております。

ところで貴社は、最近依頼人らの得意先である株式会社ウイル・コーポレーション等に対し書簡を送り、前記特許を実施した場合、貴殿が有する特許第3752035号（以下「貴殿特許」）を侵害する虞があるかのごとき主張をされておられます。

しかしながら貴殿特許にかかる発明と依頼人特許とは明らかに形状、構成が相違し、相互に技術的範囲を異にするものであります。例えば貴殿特許は、明細書【0010】項に記載されているように「シート体10を折曲部12に沿って折曲方向Xに曲げた際に、両側の境界線18が同一側で傾斜した残部16は擦じれた状態となるので、互いに当接することもなく、また残部16に引き裂き方向に力が生じても、残部16の境界線18が傾斜してなるので前記引き裂き方向の力は分散され、残部16の破損を防止することができる。」といった記載がありますが依頼人特許を実施した場合そのようなことはありません。

従って前記貴殿書簡は事実に反するものであり、このような書簡を依頼人会社得意先に配布することは、不正競争防止法第2条第2項14号に該当する不正競争行為と言わねばなりません。

ついては貴殿に対し前記書簡の配布先に書簡を撤回する旨を通知して頂くと共に、今後再び第三者に対しこのような事実に反する主張をされないよう申し入れします。

貴殿の本申入に対する対応を本書受領後1週間以内に当代理人弁護士佐藤治隆宛てにご連絡頂きますようお願い申し上げます。」

ウ 上記イに対する被告の対応について

被告は、原告及び原告代表者であるBの代理人弁護士佐藤らに対して、

平成18年3月8日ころ，上記イに対して，次の内容を記載した書面を送付した（甲13）。

「さて，今回貴事務所より思いがけない申入書をいただき果敢〔ママ〕に思っております。

まず，ウイル・コーポレーション社に対しては，一株主として透明ケース業界で話題になっております事を，申し上げて調査される事をお願いした事であり，B氏より申入書が来る事が全く理解できません。

また，ウイル・コーポレーション社が，一株主の情報をB氏に流した事の方が，個人情報規制において大問題と考えます。

及び，B氏特許と，私の特許について特許の権利範囲以外のことが，記載されていますが，特許権とは，権利範囲に含まれているかどうかで抵触，非抵触が判断されるのではないかと考えます。

及び，本「申入書」の中に，ウイル・コーポレーション等に対し書簡を送り，と記入されていますが，平成18年3月8日までに，その他会社に書簡を送付したし〔ママ〕事実は全く有りません。

今後は，警告書等で本件に関する特許の，一切の抵触問題を明確にさせて頂きます。

なお，本特許に関する件は，昨年12月に電話でB氏とお話をして，昨年中にB氏と顧問弁理士の二人と，私と話し合う約束ができておりましたが，その後，全くこの件に関し連絡がなかった事を御伝えします。」

エ 被告による再度の告知行為について

a) 株式会社ジェーピーインクに対する告知行為について

被告は，平成18年3月10日ころ，株式会社ジェーピーインクに対して，次の内容を記載した警告書を送付した（甲18）。

「
特許権の侵害についての抗議

前略 取り急ぎ貴社で製造販売されている製品「クリアケース」にお

いてお尋ねいたします。

貴社製品「クリアケース」におきまして、私の調査の結果、私の特許権（特許3752035号）に折り曲げ罫線の構造が抵触し、特許権が侵害している恐れがあると認められます。

慎重を期するため第三者である専門家の手をわずらわせ判断いたしました。

特許権者のもう一社とも、連絡を取り合い、貴社の抵触、侵害につきましては私が窓口となり全ての処置を取らせていただきます。

つきましては至急にご検討いただき、しかるべき処置を取られますようお願いいたします。

ご検討結果を私あてに平成18年3月21日までにご回答いただきたく、ここにお願い申し上げます。

『何らかの意思表示がない場合は、当方としても所定の法手続きをを〔ママ〕せざるをえません。』

b) 有限会社クリアージャパンに対する告知行為について

被告は、有限会社クリアージャパンに対して、平成18年3月11日ころ、上記a)と同一の内容を記載した警告書を送付した（甲6）。

オ 上記ウの書面及びエの各警告書に対する原告の対応について

原告、有限会社クリアージャパン及び両社の代表者の代理人弁護士佐藤らは、平成18年4月28日ころ、被告に対して、次の内容を記載した回答書兼警告書を送付した（甲14）。

「当職らは、依頼人有限会社ベルテック（以下「ベルテック」といいます）、有限会社クリアージャパン（以下「クリアージャパン」といいます）及び両社代表者でもあるB（以下「B」といいます）の代理人であります。

貴殿は、ベルテック及びBを代理して3月8日付（実際の差し出し期日と相違すると思われる）で当職らが差し出した内容証明郵便による申入

書に対し、同日付の書面を当職らに郵送されております。しかしその内容は、申入書で当職らが指摘した事項に「権利範囲」(「特許請求の範囲」の誤りと思料されます)以外のことが書かれているというのみで、実質的な反論をされておられません。言うまでもなく「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。」(特許法第70条1項)が、その際は「願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。」(前同2項)と定められていることは特許実務に詳しい貴殿は充分承知されていることと思われまふ。従って、当職らが指摘した明細書の記載は、本件発明の作用効果の部分であつて、特許請求の範囲に記載された構成はそのような作用効果を奏するものとして理解しなければなりません。

貴殿の書面は、この点について何ら反論をされることなく、「今後は、警告書で本件に関する特許の、一切の抵触問題を明確にさせていただきます。」とするのみであります。そしてベルテックの製造・販売した罫線刃を使用しプラスチックシートに罫線加工しているクリアジャパン外に3月10日付けで(この日付も実際の差し出し期日と相違しております)、本件特許権の侵害の虞がある旨の書面を郵送されております。

貴殿の行為は、明らかに不正競争防止法第2条1項14号に該当する不正競争行為であります。

よつて、本書を持ってかかる違法行為を中止するよう警告すると共に、差し出し先に対し文書を撤回する旨の文書を、本書受領後1週間以内に発送するよう求めます。

貴殿が誠意ある処置を取らないときは、裁判上の手続きにより、貴殿の不正競争行為の責任を追及せざるを得ないと考えます。」

カ 上記オの回答書兼警告書に対する被告の対応について

被告は、平成18年5月1日ころ、上記才の原告らの代理人弁護士佐藤らに対して、次の内容を記載した書面を送付した（甲15）。

「さて、今回貴事務所により不正競争防止法第2条1項14号に該当する不正競争行為がありその責任追及についてと、B氏特許（特許第3235183号）と私の特許（特許第3752035号）との関係についての反論がなされていない等の件につき、回答する前にお聞きしたい事が御座いますので、今回の一週間の〔ママ〕以内の回答発送を遅らせていただく事をお願いしまして、お聞きしたい事の回答をお願いします。

お聞きしたい事

- 1) 特許の抵触関係の話し合いは、3月17日10時30分ごろより、弁理士豊田正雄様（貴事務所の一員）と滋賀県長浜市内で、約3時間お会いして話し合いました。

3月11日に発信しました有限会社クリアジャパンのB社長に抗議した「特許の侵害についての抗議」について、の内容で抗議の検討結果についての回答がいただけるのであればお会いしましょう。それも抵触していると認めるのであれば会いましょうと、電話で約束して会いました。

その話し合いの内容は、全く抗議の内容からかけ離れたもので、私の方の出方と、抵触のポイントを聞きに来たとしか取れない内容のため、検討期日の3月21日の回答をお待ちしていますとお願いして別れました。

3月21日が大幅に過ぎていますが、全く回答が無いのが現実です。貴方から回答を頂くまでは、当方からの反論は差し控えます。・・豊田正雄様のお話では、私の特許とB氏の特許の見解書をB氏に提出しているとも聞きましたが、それが事実であればそれを私に見せていただければ今回の全体の事件は、早くスッキリとするものと思いたしますが

いかがでしょうか，

- 2) B氏特許の出願前に同様の発明があることが証明されれば，その特許は無効となりますし，B氏特許は私の特許に抵触することは明らかです。

今回の事件は，ここにあるわけですから，なぜ後発の発明が特許登録されたか，権利範囲，目的等々が何処が違っているのかを貴方側は，私に回答する義務があるかと思しますので文書で回答願います。

長々と書きましたが，元々B氏と私は同じ会社で私の今回の特許「特許第3752035号」を使用して何百万枚もの透明ケースを製造していたなかでした。

今日の特許法では，知っている技術を隠してよく似た発明（私は発明とは認めませんが）を出しても登録されません。

たまたま，今回の出願日は，特許法改正日以前の出願であり，早期審査制度で，審査官が私の特許を見過ごしたのでは，・・・

貴方側は，この事件を「不正競争防止法」の責任云々で解決方向を生み出そうとお考えであれば，そのむねハッキリ〔ママ〕とお書き下さい。

近頃，B氏特許を用いた透明ケースが一流会社で採用され，あらゆる大型店舗で販売されています。

私の関係する同業者からも，毎日の様に貴方の特許抵触品が何処何処のメーカーから出ている等々の電話が入ってきます。

一流メーカーからも問い合わせがある今日です。

不正競争防止法の擦れ擦れの判断はだれにも分かりませんが，B氏にも，私にも迷惑な事だと思しますので，先生方の正しい理解と，経験で早期解決が図れるようお願いします。」

キ 被告による再々度の告知行為について

- a) サンスター株式会社に対する告知行為について

被告は、平成18年6月14日ころ、サンスター株式会社に対して、次の内容を記載した警告書を送付した(甲16)。

「 特許侵害についての抗議

前略 取り急ぎ貴社で販売されております製品の包装に用いられています「透明ケース」においてお尋ね致します。

貴社販売製品「ステインクリア ポリッシュ」・・・の透明ケースの折り曲げ罫線部分が、私の特許「特許3752035号」を侵害している恐れがあると認められます。

貴社としましては、その様な部分に色々の特許が絡んでいるとは思っておられないかと思いますが、一度ご検討いただき、6月26日までに誠意あるご回答いただきたくお願い申し上げます。

先ずは取り急ぎお知らせまで。

(特許3752035号は、私ともう一社の協同の権利ですが、本件に関しましては、全て私が全権を持って対応する事で、合意しておりますので御了解願います。)

b) 株式会社ダイヤケミカルに対する告知行為について

被告は、平成18年6月14日ころ、株式会社ダイヤケミカルに対して、次の内容を記載した警告書を送付した(甲17)。

「 特許侵害についての抗議

前略 取り急ぎ貴社で販売されております製品の包装に用いられています「透明ケース」においてお尋ね致します。

貴社販売製品で車用芳香剤「ブルースカッシュ」・・・の透明ケースの折り曲げ罫線部分が、私の特許「特許3752035号」を侵害している恐れがあると認められます。

貴社としましては、その様な部分に色々の特許が絡んでいるとは思っておられないかと思いますが、一度ご検討いただき、6月26日までに

誠意あるご回答いただきたくお願い申し上げます。

まずは取り急ぎお知らせまで。

(特許3752035号は、私ともう一社の協同の権利ですが、本件に関しましては、全て私が全権を持って対応する事で、合意しておりますので御了解願います。)

ク 本件訴訟の提起について

原告は、被告に対して、平成18年6月20日、上記告知行為の差止めを求めて、本件訴えを東京地方裁判所に提起した。

2 争点1 (被告は原告と競争関係にあるか。) について

上記認定事実1(1)によれば、原告は、専ら形成刃を製造販売するものであるのに対して、被告を代表取締役とする株式会社開伸は、専らシートを製造販売するものである。

しかしながら、シートは形成刃を用いて製造されるものであるから、原告及び被告が認めるとおり、シートと形成刃はいわば裏腹の関係にある製品である。

すなわち、原告の製品である形成刃を使用して製造されたシートの製造販売業者のシートに係る信用が毀損されれば、ひいては、これを形成する形成刃に係る原告の信用が毀損されることになるから、事業者間の公正な競争を確保するという不正競争防止法の目的に照らすと、形成刃の製造販売業者である原告とシートの製造販売業者である株式会社開伸は、不正競争防止法2条1項14号に規定する競争関係にあるというべきである。

また、被告は、その個人経営に係る株式会社開伸の代表取締役であるから、被告の告知行為は、実質的には、株式会社開伸の告知行為とみなすことができる。

したがって、被告は、原告と競争関係にあると認めるのが相当である。

3 争点2 (被告が告知した事実は何か。) について

(1) 上記認定事実1(2)ア、エ及びキによれば、被告が告知した事実は、株式

会社ウイル・コーポレーション，株式会社ジェーピーインク及び有限会社クリアージャパンに対しては本件シートの製造販売行為が，サンスター株式会社及び株式会社ダイヤケミカルに対しては本件シートを包装に使用する行為が，それぞれ本件特許権を侵害するという事実であると認められ，この点については，当事者間に争いが無い。

(2) また，上記認定事実 1 (2) アによれば，被告は，本件シートを製造販売する株式会社ウイル・コーポレーションに対して，「最近貴社が P P シートを使用したダイレクト用の封筒を製造される等々の情報を東京出張時，小耳にはさみました。」，「貴社が実施権を購入された特許（別紙参照）特許第 3 5 3 2 1 8 3 号『折り曲げ罫線入りプラスチックシートおよびプラスチックシート罫線刃』」，「B 氏の特許を実施すれば，フジシール，A の権利に抵触し大変な問題になる可能性がある。」等として，実施許諾された特許の内容として，プラスチックシートのみならず，プラスチックシート罫線刃をも示した上で，この特許を実施した場合には，本件特許権を侵害する旨指摘している。

そうすると，告知の相手方である株式会社ウイル・コーポレーションは，本件形成刃を使用して本件シートを製造販売する者であるから，その普通の注意と読み方を基準として判断すれば（最高裁昭和 2 9 年(オ)第 6 3 4 号同 3 1 年 7 月 2 0 日第二小法廷判決・民集 1 0 卷 8 号 1 0 5 9 頁参照），本件シートの製造販売行為と同様に，本件形成刃を使用する行為も本件特許権を侵害すると理解すると認められる。

この点について，被告は，本件特許権侵害については，本件シートについて告知したのであって，本件形成刃については告知していないと主張する。

しかしながら，前記のとおり，被告は，実施許諾された特許の内容としてプラスチックシート罫線刃に言及した上で，その実施行為が本件特許権を侵害すると告知している以上，本件形成刃を使用して本件シートを製造販売す

る告知の相手方が、本件形成刃の使用行為も本件特許権を侵害すると理解するのは自然である。

したがって、被告の主張には理由がない。

(3) 以上のとおり、被告が告知した事実は、本件シートを製造販売若しくは使用し又は本件形成刃を使用する行為が本件特許権を侵害するというものであると認められる。

4 争点3（被告が告知した事実は虚偽か。）について

(1) 争点3 - 1（本件シートは、本件特許発明1の技術的範囲に属するか。）について

ア 争点3 - 1 - a（本件シートは、構成要件1 - Bを充足するか。）について

構成要件1 - Bは、「前記折曲部（12）は、シート体（10）に形成された多数の凹部（14）と該凹部（14）の間の残部（16）とから構成されてなり」と定めている。

本件シートの折曲部12において、シート体10に多数の凹部14が形成されていること、及び、湾曲凸部16が多数の凹部14の間に残存していることは、別紙物件目録1の記載と図面1から明らかである。そこで、本件シートの湾曲凸部16が構成要件1 - Bの「残部（16）」に該当するかどうかを判断する。

a) 本件特許明細書には、「残部」に関し、次の記載がある（甲2）。

「【0006】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、上記何れの従来例のシートも、シートの折曲性を得るために凹溝を深く或いは凹溝の凸部分等を小さくすると折曲部の強度に欠け、逆にシートの強度を保つために凹溝の凸部分等を大きくするとシートの折曲性に欠けるという問題を有するものであった。

【0007】

つまり、例えば、従来例3のシートにあっては、補強リブが凹溝に垂直に（折曲方向に沿って）形成されてなるものゆえに、凹溝側にシートを折り曲げた際には補強リブ自体が当接しあい、シートの折曲げを阻害し、折曲性に欠けるという問題を有し、折曲性を確保すべく補強リブを小さくすると、シートの強度が得られないという問題を有していた。

一方、シートを凹溝が形成されない側に折り曲げた際には、補強リブには引き裂き方向の力が生じ、該補強リブの破損等のおそれがあり、かかる破損を防止するために補強リブを大きくすると、シートの折曲性を阻害するという問題を生じていた。

【0008】そこで、本発明は、このような問題を解決すべくなされたものであり、シートの折曲性及びシートの強度を同時に満たし得るシートを提供することを課題とする。」

「【課題を解決するための手段】・・・

【0010】

該構成からなる本発明に係るシートにあっては、シート体10を折曲部12に沿って折曲方向Xに曲げた際に、両側の境界線18が同一側で傾斜した残部16は擦じれた状態となるので、互いに当接することもなく、また残部16に引き裂き方向に力が生じても、残部16の境界線18が傾斜してなるので前記引き裂き方向の力は分散され、残部16の破損を防止することができる。」

「【0013】・・・

しかも、残部16を折曲部形成方向Yの長さL2がシートの肉厚Hの0.3倍以上となるよう残存させることが好ましい。該残部16の長さL2が0.3倍未満ならば強度が極端に弱くなり、折曲部12からシートが破れる問題を有し、これに対して0.3倍以下〔ママ〕とすることによ

り折曲部 1 2 からのシートの破れを防止できる利点を有する。

さらに、残部 1 6 を折曲部形成方向 Y の長さ L 2 がシートの肉厚 H の 3 倍以下となるよう残存させることが好ましい。該残部 1 6 の長さ L 2 が 3 倍よりも大きいと腰の弱いケースとなり折曲部 1 2 の破損が易く、これに対して 3 倍以下とすることにより折曲部 1 2 におけるシートの破損を防止できる利点を有するのである。

なお、シートの折曲性及び強度を調整するには、境界線 1 8 の折曲部形成方向 Y に対する傾斜角度、凹部 1 4 の折曲部形成方向 Y の長さ L 1、残部 1 6 の折曲部形成方向 Y の長さ L 2、凹部 1 4 の深さ、残部 1 6 の肉厚等により変更することができ、上記数値は、シートの肉厚及び材質、並びにシートの用途に応じて決定されることとなる。」

「【 0 0 1 5 】

本発明に係る形成刃は上記構成からなるので、該形成刃によってプラスチックシート等のシート体 1 0 に折曲部 1 2 を形成すると、切欠部 2 6 に相当する部位を残存させつつ、突出部 2 4 によって該残部 1 6 間に凹部 1 4 を形成することができ、この際切欠部 2 6 の両側の壁部 1 8 が同一側で且つ折曲部形成方向 Y に対して鋭角に傾斜せしめられてなるので、シート体 1 0 の凹部 1 4 と残部 1 6 との境界線 1 8 が折曲部形成方向 Y に対して鋭角で且つ残部 1 6 を挟んで対向する境界線 1 8 と同一側に傾斜せしめて折曲部 1 2 を形成することか〔ママ〕できる。」

「【発明の実施の形態】・・・

【 0 0 2 6 】

上記構成からなるシートにあつては、折曲部 1 2 に沿って折曲方向 X に、折曲部 1 2 が形成された表面側にシート体 1 0 を曲げた際に、境界線 1 8 が同一側に平行に傾斜してなる残部 1 6 は擦じれた状態となり、互いに当接することがなく、容易に折り曲げることができ且つシート自体の

強度も保つことができる。

また、折曲部 12 が形成されない裏面側にシート体 10 を曲げた際には、残部 16 に引き裂き方向に力が生ずるが、該残部 16 の境界線 18 は傾斜してなるので前記引き裂き方向の力は分散され、残部 16 の破損を防止することができる。

更に、シート体 10 を曲げた際には、境界線 18 が同一側に平行に傾斜してなる残部 16 は横倒れする如く擦じれた状態となるので、容易に曲げることができる。

【 0 0 2 7 】

上記実施形態の形成刃及びシートは上記構成からなり、上述の如き利点を有するが、本発明は上記実施形態の如き構成に限定されるものではなく、本発明の意図する範囲において適宜設計変更可能である。

【 0 0 2 8 】

つまり、残部 16 は、シートの厚みをそのまま残存させるものに限定されるものでなく、例えば図 4 に示すように凹部 14 より浅い凹みを有し、凹部 14 よりもシートの厚みが残存されているものも本発明の意図する範囲である。

但し、残部 16 はシートの肉厚をそのまま残存させる構成を採用することにより、シートの強度を維持できるのみならず、折曲部 12 の形成が容易であるという利点を有する。つまり、図 4 に示すように残部 16 にも凹みを形成するならば、凹部 14 及び残部 16 の深さを的確に形成しなければ、シート自体の強度の低下或いは折曲性の低下が生ずるおそれがある。これに対して、残部 16 がシートの肉厚をそのまま残存させてなる構成を採用するならば、凹部 14 の深さに多少のズレが生じても、シート自体の強度並びに折曲性に悪影響を与えず、折曲部 12 の形成が容易であるという利点を有するものである。」

「【 0 0 3 2 】

しかも，境界線 1 8 は直線であることは要せず，図 9 に示すように円弧状等であっても良く，少なくとも残部 1 6 を挟んで対向する境界線 1 8 同士が同一側に傾斜せしめられてなるものであれば本発明の意図する範囲内である。

また，境界線 1 8 は互いに平行であることを要せず，また，図 1 0 に示すように凹部 1 4 を挟んで対向する境界線 1 8 同士が反対側に傾斜せしめられてなるものであっても本発明の意図する範囲である。

【 0 0 3 3 】

また，上記何れの実施形態においても，境界線 1 8 によって凹部 1 4 と残部 1 6 とが明確に仕切られ，境界線 1 8 がシート体 1 0 の表面上より明確に線となり表れている場合について説明したが，本発明において境界線 1 8 とは，残部 1 6 を残存させつつ凹部 1 6 [ママ] を形成する際に凹部 1 4 と残部 1 6 との間に形成が予定される線を意味し，折曲部 1 2 を形成した際に明確に線となり表れないものも本発明の意図する範囲内である。」

これらの記載によれば，残部とは，形成刃の突出部により形成される多数の凹部の間に残存するもの（形成刃の切欠部 2 6 に対応する部分）であり，かつ，その形状は，残部を挟んで対向する境界線が折曲部形成方向 Y に対し鋭角で，同一側に傾斜する（構成要件 1 - D 参照）ということ以外には，特段の限定はされていないものであって，その機能は，シートの折曲げの容易性及びシート折曲部の強度維持の要請を同時に満たすということにあることが認められる。

b) 本件シートの湾曲凸部 1 6 と構成要件 1 - B の「残部」との対比

本件シートの湾曲凸部 1 6 が多数の凹部 1 4 の間に残存するものであることは，前記のとおりである。また，本件シートにおいて，残部を挟

んで対向する境界線が、折曲部形成方向 Y に対して鋭角で、同一側に傾斜しているといえるかどうかは、次の争点 3 - 1 - b (構成要件 1 - D) において検討する。そこで、本件シートの湾曲凸部 16 がシートの折曲げの容易性及びシートの強度維持の要請を同時に満たし得るものか否かを検討するに、湾曲凸部 16 は、その形状を端的に表現すれば、二つの円柱を斜めに配置してその一部を並列に合体した構成のものであり、当該各円柱の円柱曲面上の頂部の各母線は、いずれもこれらの間に形成されている溝状部 16 a の直線と同一方向に、折曲部形成方向 Y に対して 45 度に傾斜しているものと認められる (より正確には、別紙物件目録 1 の図面 1 の E - E 線断面図及び別紙拡大図 3 から明らかなように、湾曲凸部 16 は、二つの円柱の側面同士を削って合体した形状となっているため、全体としては、折曲部形成方向 Y に対し斜め 45 度に配置された円柱曲面状の両側面を有するひとかたまりのものであり、その上面に同じく斜め 45 度に溝状部 16 a を形成したものとみることも可能な構成である。後記争点 3 - 1 - b (構成要件 1 - D) 参照。)

そうすると、本件シートを内側に折り曲げた場合には、同一側で 45 度に傾斜した湾曲凸部 16 の各円柱曲面の頂部の母線付近は、擦れた状態となり、構造上、互いに当接しないことになるから、その母線以外の部分で互いに当接する部分が生じ得るとしても、その構造により、シートの折曲げの容易性の効果を奏するものであり、また、図面 1 から明らかなように、湾曲凸部 16 の折曲部形成方向 Y の長さも十分に存在するため、シート折曲部の強度維持の要請も同時に満たし得るものと認めることができる。

なお、本件特許発明 1 の残部の折曲部形成方向 Y の長さ L 2 は、シートの厚さ H の 3 倍以下とすることとされているところ (本件公報【0013】参照)、図面 1 からすれば、本件シートの湾曲凸部 16 の折曲部

形成方向の長さは、シートの厚さの3倍以下であることが明らかであると推認される。また、本件特許発明の実施例においても、本件特許明細書の図4ないし図6、図9及び図10に記載された実施例から明らかなように、シートを内側に折り曲げた場合には、残部のうち折曲部の線(本件特許明細書の図4の14aに相当するもの。以下「折曲線」という。)とその周辺の上部に存在する残部は、平面視で幅があるため、擦れて折曲しても互いに当接して潰れる部分も生じるのに対し、折曲線から遠い方向にある残部は、擦れて折り曲げられるため、互いに当接しない部分が生じる構造となっているものである(本件特許明細書には、「残部16は擦れた状態となるので、互いに当接することもなく」【0010】、同旨【0026】とあるものの、図4ないし6、図9及び図10からすれば、このことは、残部のうち折曲線上から少し離れた部分について述べている記載であると認められる。)。そして、本件シートにおける湾曲凸部16もこれと同様に、折曲線方向で幅があるため、折曲時に、折曲線上部付近の部分で一部当接し合い、折曲線から離れた部分で一部当接し合わない部分を含む構造のものである。

したがって、本件シートの湾曲凸部16は、多数の凹部14の間に形成されるものであり、シートの折曲げの容易性及びシートの強度維持の要請を同時に満たし得るものであるから、仮に残部を挟んで対向する境界線同士が折曲部形成方向Yに対し鋭角で、同一側に傾斜しているものということができれば(この点は争点3-1-bにおいて検討する。)、構成要件1-Bの「残部」の要件を充足するものであると認められる。

- c) 原告は、構成要件1-Bの「残部」とは、シートの厚みをそのまま残存させるものであると解すべきであるのに対し、本件シートの湾曲凸部16は、本件シートの厚みをそのまま残存させるものではなく、浅いものであること、構成要件1-Bの「残部」とは、これを形成する本

件形成刃には壁部 1 8（構成要件 2 - C 参照）があるから、必然的に壁状のものとなるのに対し、本件シートの湾曲凸部 1 6 は二つの楕円形状の円柱で構成されており、壁状のものではないこと、構成要件 1 - B の「残部」とは、折り曲げた場合には互いに当接しないことによってシートの折曲げの容易性とシートの強度維持を同時に確保するという作用効果を奏するものであるのに対し、本件シートの湾曲凸部 1 6 は、本件シートを折り曲げた場合には大部分で重なり合い全体的に押し潰されるから、本件特許発明 1 の作用効果を有しないこと、を理由として、本件シートの湾曲凸部 1 6 は、本件特許発明 1 の「残部」とはいえないと主張する。

しかしながら、原告の の構成要件 1 - B の「残部」に関する主張については、本件特許明細書の上記【0028】の「残部 1 6 は、シートの厚みをそのまま残存させるものに限定されるものでなく、例えば図 4 に示すように凹部 1 4 より浅い凹みを有し、凹部 1 4 よりもシートの厚みが残存されているものも本発明の意図する範囲である。」との記載及び図 4 の実施例から採用し得ないものであることは明らかである。また、原告の の主張については、a) のとおり、本件特許発明 1 の「残部」とは、多数の凹部の間に残存し、これを挟んで対向する二つの境界線同士が折曲部形成方向 Y に対し鋭角で、互いに同一側に傾斜しているものであれば、その形状は限定されていないものであって、シートの折曲げの容易性及びシートの強度維持の要請を同時に満たし得るものであれば足りるのであるところ、本件シートの湾曲凸部 1 6 は、別紙物件目録の図面 1 の形状のものであり、その壁面が平面状ではなく、曲面状のものであっても、上記のとおり、多数の凹部間に形成され、シートの折曲げの容易性及びシートの強度維持の要請を同時に満たし得るものであるから、争点 3 - 1 - b で検討するとおり、これを挟んで対向する境界線が

折曲部形成方向 Y に対し鋭角で、互いに同一側に傾斜するものであるとすれば、構成要件 1 - B の「残部」に当たるといふべきである。

さらに、原告の主張については、原告は、実験結果報告書（甲 29）に基づいて、本件シートを折り曲げた場合には、湾曲凸部 16 は、重なり合って潰れているとも主張する。

しかし、本件特許発明の構成要件 1 - B の「残部」は、シートの折曲げの容易性とシート折曲部の強度維持の要請を満たすものであれば足りるのであり、その実施例をみても、上記のとおり、シートの折曲時に、擦れてはいるものの、その一部が当接し合い、一部が当接しないものが示されているのであるから、本件シートの湾曲凸部 16 の一部が当接し合って潰れているとしても、そのことから直ちに本件シートの湾曲凸部 16 が本件特許発明の「残部」に該当しないということとはできない。そして、本件シートの湾曲凸部 16 の円柱曲面の頂部の母線が、折曲部形成方向 Y に対し 45 度に傾斜し、互いに同一側に傾斜しているため、折曲時に、この頂部の母線付近は擦れた状態となり、構造上、互いに当接しないことになることは前記のとおりである。また、仮に、上記実験報告書において、湾曲凸部 16 の全体が変形しているように見えるとしても、別紙物件目録 1 の記載と図面 1 から明らかなように、本件シートの湾曲凸部 16 は、ひとかたまりのものであるから、実際に折り曲げられた場合には、当接しない部分であっても、その余の部分が当接することにより、変形することがあり得るのである。したがって、上記実験報告書は、本件シートの湾曲凸部 16 のすべてが当接し合って潰れることを示すものとみることはできない。

以上のとおり、原告の主張は、いずれも理由がないから、採用することができない。

イ 争点 3 - 1 - b（本件シートは、構成要件 1 - D を充足するか。）につ

いて

構成要件 1 - D は、「該凹部（ 1 4 ）と残部（ 1 6 ）との境界線（ 1 8 ）が、折曲部形成方向（ Y ）に対して鋭角で且つ残部（ 1 6 ）を挟んで対向する境界線（ 1 8 ）と同一側に、傾斜せしめられてなる」という構成を定めている。

同構成要件では、「境界線」の折曲部形成方向 Y に対する角度と他の境界線に対する角度がそれぞれ問題となるものの、「境界線」の用語の意義が明らかではないから、次のとおり、本件特許明細書の記載及び図面を考慮して解釈するものとする。

- a) 本件特許明細書の【 0 0 3 2 】には「しかも、境界線 1 8 は直線であることは要せず、図 9 に示すように円弧状等であっても良く、少なくとも残部 1 6 を挟んで対向する境界線 1 8 同士が同一側に傾斜せしめられてなるものであれば本発明の意図する範囲内である。また、境界線 1 8 は互いに平行であることを要せず、また、図 1 0 に示すように凹部 1 4 を挟んで対向する境界線 1 8 同士が反対側に傾斜せしめられてなるものであっても本発明の意図する範囲である。」と、【 0 0 3 3 】には「また、上記何れの実施形態においても、境界線 1 8 によって凹部 1 4 と残部 1 6 とが明確に仕切られ、境界線 1 8 がシート体 1 0 の表面上より明確に線となり表れている場合について説明したが、本発明において境界線 1 8 とは、残部 1 6 を残存させつつ凹部 1 6〔ママ〕を形成する際に凹部 1 4 と残部 1 6 との間に形成が予定される線を意味し、折曲部 1 2 を形成した際に明確に線となり表れないものも本発明の意図する範囲内である。」と、それぞれ記載されていることは前記のとおりである。

本件特許明細書の上記記載によれば、本件特許発明 1 における「境界線」とは、残部を残存させつつ凹部を形成する際に凹部と残部との間に形成が予定される線を意味し、折曲部 1 2 を形成した際に明確に線とな

り表れないものも含むものであると認められる。

また、本件特許明細書の図3ないし図6，図9及び図10には、実施形態を示すものとして、境界線18がそれぞれ記載されている。

これらの記載のうち、図3ないし図5，図9及び図10では、シートが押圧されて凹部が形成されている空間（以下「凹部空間」ともいう。）と残部が立体的に隣接している壁面（以下「境界面」という。）がシートの底面に対し垂直な面により構成されているため、凹部と残部との間に形成される境界面は、平面視では一本の線となり、この線を境界線と定めている（甲2及び別紙拡大図1参照）。

他方で、図6では、凹部空間と残部との間の境界面がシートの底面に対し斜めの面により構成されているため、平面視では、底面においていわゆる残部隆起開始線が、シートの表面（残部の頂部）においていわゆる凹部空間形成開始線が、それぞれ形成されており、これらの線のいずれも、残部と凹部との境界線と見得るものであるものの、図6においては、このうちシートの表面（残部の頂部）における凹部空間形成開始線に相当する線18を境界線と定めている（甲2及び別紙拡大図2参照）。すなわち、凹部空間と残部との境界面が底面に対して傾斜している面により構成されている場合には、底面から残部が隆起し始める底面上の地点を結んだ線を境界線とみることも可能であるし、残部の頂部においてシートの押圧による凹部空間の形成が開始され始めた地点を結んだ線、すなわち、残部と凹部空間の境界面のうち、底面からみて最も高い位置にある点を結んだ線を境界線とみることも可能であるところ、本件特許明細書の図6においては、後者を境界線と図示しているのである。このことは、本件特許発明においては、形成刃の突出部により凹部空間を形成するものであるから、凹部空間形成開始線を凹部空間と残部との境界線とみるということであり、境界線の解釈としても自然である。

また、本件特許明細書の「残部 16 は、シートの厚みをそのまま残存させるものに限定されるものでなく、例えば図 4 に示すように凹部 14 より浅い凹みを有し、凹部 14 よりもシートの厚みが残存されているものも本発明の意図する範囲である。」【0028】の記載からも明らかとおり、図 4 の実施例における残部 16 のように、シートの高さより低い頂部を有するものも残部であり、かつ、その残部の上方に形成される空間は、凹部 14（凹部空間）とは異なる「浅い凹み」として理解されるものである。また、図 4 の実施例における凹部と残部との境界面は、別紙拡大図 1 のとおり、残部と凹部空間とが立体として隣接する面である。

以上のとおり、本件特許明細書の記載及び図面を考慮して、「境界線」の意義を解釈すれば、境界線とは、凹部を形成する際に凹部と残部との間に形成が予定される線であり、明確には線となり表れないものも含むものであり、かつ、この線は、凹部と残部との間の境界面が底面に垂直な壁面により構成されている場合には、平面視で境界面を表す 1 本の線であり、また、凹部と残部との間の境界面が傾斜面により構成されている場合には、底面においてみられる残部隆起開始線ではなく、シートの表面（残部の頂部）において形成される凹部空間形成開始線、すなわち、残部と凹部との境界面のうち、底面からみて最も高い位置にある点を結んだ線をいうものである。また、境界面が傾斜面により構成されている場合において、残部の頂部がシートの高さよりも低いときは、残部と凹部との境界線は、同様に、残部と凹部空間の境界面のうち、底面からみて最も高い位置にある点を結んだ線であると解するのが相当である。

- b) これを本件シートについてみるに、別紙物件目録の図面 1 によれば、湾曲凸部 16 は、多数形成される凹部 14 の間に残存するものであり、二つの円柱の側面が削られた状態で並列に合体させた形状であって、そ

の円柱曲面上の頂部はシートの高さより低く、また、別紙拡大図3に明らかなように、円柱曲面上の頂部の母線からシートの押圧（凹部空間の形成）が緩やかに開始されて、底面に至り、これにより隣接する残部との間に凹部空間が形成されているものであるから、湾曲凸部16と凹部14との間の境界面は、円柱曲面上の頂部の母線から底面に至るまでの円柱曲面であると認められる。このように、本件シートの湾曲凸部16は、上記図6の実施例に相当する残部（境界面が斜め傾斜面の残部）を、図4の実施例のように、その頂部をシートの高さより低くしたものに对应するものである。したがって、本件シートにおける境界線を定めるには、まず本件シートにおける湾曲凸部16の頂部をシートの高さと同じにした場合について考えると、図6の実施例から明らかなように、凹部形成開始線である湾曲凸部16の円柱曲面上の頂部の母線、すなわち、この湾曲凸部16と凹部14との境界面のうち、底面からみて最も高い位置にある点を結んだ線が境界線であることが明らかとなる。そして、残部の頂部がシートの高さより低い本件シートにおいても、残部と凹部との境界線は、図4の実施例からも明らかなように、湾曲凸部16と凹部14との境界面のうち、底面からみて最も高い位置にある点を結んだ線である湾曲凸部16の円柱曲面の頂部の母線であると解するのが相当である（この線は、仮に残部の頂部がシートと同じ高さにあるとすれば、凹部空間形成開始線となる線を残部の頂部におろした線に相当するものである。なお、境界線には、明確には線となり表れないものも含むことは前記のとおりであるから、本件シートの湾曲凸部16の円柱曲面の頂部の母線が境界線に当たるとみることに支障はない。）。

なお、本件シートの湾曲凸部16は、別紙拡大図3に明らかなように、その中央部には溝状部16aがあるため、二つの円柱がその側面を一部削って合体したような形状であるものの、その中央の溝状部16aも底

面から十分な厚みを有していることからすれば、折曲線に対し斜め45度に配置された円柱曲面状の両側面（境界面）を有するひとつかたまりのものであり、その上面に同じく折曲部形成方向Yに対し斜め45度の角度に溝状部16aを形成したものと見得るものである。このような湾曲凸部16における溝状部16aは、湾曲凸部16の上方の空間（「浅い凹み」に含まれるもの）を形成するものにすぎず、湾曲凸部16を挟んでその左右に形成された凹部14とは異なるものである（図4の実施例において、残部の上方に形成される空間が、凹部14とは異なる「浅い凹み」であることは前記のとおりである。）。

- c) b)を前提に検討すれば、本件シートにおける「境界線」に相当する二つの円柱曲面上の頂部の母線は、溝状部16aにおける直線に平行に形成されているから、折曲部形成方向Yに対して45度の角度に傾斜しているものである。また、溝状部16aが底面から十分な厚みを有していることから明らかなように（別紙拡大図3参照）、湾曲凸部16の二つの並列した円柱曲面上の頂部の各母線は、その間に残部に相当する湾曲凸部16を挟んで対向するものであり、そのうちの一つの母線は、湾曲凸部16を挟んで対向する他の母線と同一側に傾斜している。

したがって、本件シートの境界線に当たる母線は、折曲部形成方向Yに対して鋭角であり、かつ、残部16を挟んで対向する他の母線に対して同一側に傾斜しているから、本件シートは、構成要件1-Dを充足すると認められる。

- d) 原告は、残部が傾斜面により構成されている場合には、境界線は平面図では構造上複数形成されるものの、本件特許発明1の構成要件及び本件特許明細書には、このような場合の境界線の特定の仕方について記載がないため、結局、本件特許発明1は、残部が垂直に直立しているものに限られるものであると主張している。

しかしながら，前記 b)のとおり，本件特許明細書の図 6 によれば，凹部と残部との間の境界面が傾斜面であっても，残部の頂部（境界面の頂部）に形成される線を境界線と定めているから，本件特許発明 1 は残部が垂直に直立しているものに限られるという原告の主張は，その前提を欠くため，採用することはできない。

また，原告は，仮に，境界線を円柱曲面の頂部の母線と解する場合には，湾曲凸部 1 6 の円柱曲面上の母線の外側は凹部 1 4 となり，湾曲凸部 1 6 と凹部 1 4 は一部重なることになるから，このような場合には，母線は，凹部と残部との間に形成が予定される線とはいえず，「境界線」に当たらない，湾曲凸部 1 6 は二つの母線に挟まれていないことになるから，他の母線は，「挟んで対向する境界線」に当たらないとそれぞれ主張して，結局，本件シートは，構成要件 1 - D を充足しないと主張している。

しかし，本件特許明細書の図 6 によれば，残部と凹部との境界面が傾斜面により構成されている場合には，残部 1 6 と凹部 1 4 との関係は，その上方に存在する空間が凹部であり，その下方に存在するシート残部が残部であり，平面図上は一部重なっているものの，断面図上は境界面によって明確に区分されているのである（別紙拡大図 2 参照）。そして，このような場合であっても，境界線 1 8 は，凹部 1 4 と残部 1 6 との間の境界面上に形成される線であって，より具体的には，境界面上の線のうち，底面からみて最も高い位置にある点を結んだ線が境界線であるから，凹部と残部との間に形成が予定される線ということができ，原告の上記の主張は採用し得ない。

また，本件シートの湾曲凸部 1 6 においては，二つの円柱曲面上の頂部の母線である 2 本の境界線に挟まれて残部に相当する湾曲凸部 1 6 が存在することは前記のとおりであるから，原告の上記の主張も採用し

得ない。なお、円柱曲面上の頂部の母線と凹部 14 との間には、凹部空間とその下方に存在する湾曲凸部 16 の一部とが平面視で重なる部分もあるが、二つの境界線の挟まれた部分に湾曲凸部 16 が存在することに変わりはない。

もっとも、本件特許明細書の図 6 の実施例と本件シートとは、図 6 の残部 16 の頂面が境界線と同一の高さであるのに対して、本件シートの湾曲凸部 16 は、その頂面が平坦ではなく、円柱曲面の頂部の母線の内側である溝状部 16 a 付近が境界線である母線よりも低い点において、相違する。

しかしながら、別紙拡大図 3 から明らかなように、湾曲凸部 16 の溝状部 16 a は、湾曲凸部 16 を全体としてみれば、相対的に若干凹んでいる程度であり、底面から相当程度の厚みを有するものであるから、湾曲凸部 16 はひとかたまりのものであって、全体として構成要件 1-D の「残部」に相当すると解すべきことは前記のとおりである。

したがって、上記の相違は、本件シートにおける円柱曲面の頂部の母線が残部である湾曲凸部 16 を挟んでいるという解釈を左右するものではない。

そうすると、原告の主張は、いずれも本件特許明細書の図面を考慮しない解釈を前提とするものであり、特許法 70 条 2 項の趣旨に照らして相当ではなく、これを採用することはできない。なお、図 6 とその実施例は、本件訂正により削除されたものであるものの、図 6 の実施例が特許登録後に削除されたとしても、本件特許明細書の「境界線」は、この図 6 の実施例をも前提として記載されていたのであるから、図 6 の実施例がその解釈の資料となるものであることはいうまでもない。

ウ 小括

以上のとおり、本件シートは、本件特許発明 1 のすべての構成要件を充

足するから、本件特許発明 1 の技術的範囲に属するものと認められる。

(2) 争点 3 - 2 (本件形成刃は、本件特許発明 2 の技術的範囲に属するか。)
について

ア 争点 3 - 2 - a (本件形成刃は、構成要件 2 - A を充足するか。) について

- a) 構成要件 2 - A は、「プラスチックシート等のシート体(1 0)に凹部(1 4)と残部(1 6)とからなる折曲部(1 2)を形成するためのシート折曲部用形成刃であって」という構成を定めている。
- b) 構成要件 2 - A の「残部」を「形成するためのシート折曲部用形成刃」に関連して、本件特許明細書には、次の記載がある。

「【 0 0 1 4 】

また、本発明に係るシート折曲部用形成刃としての特徴は、プラスチックシート等のシート体 1 0 に凹部 1 4 と残部 1 6 とからなる折曲部 1 2 を形成するためのシート折曲部用形成刃であって、刃本体 2 0 が、凹部 1 4 を形成するための複数の突出部 2 4 と、該突出部 2 4 との間で切欠かれた切欠部 2 6 とを有してなり、且つ前記切欠部 2 6 の両側の壁部 1 8 が、同一側で且つ折曲部形成方向 Y に対して鋭角に、傾斜せしめられた点にある。

【 0 0 1 5 】

本発明に係る形成刃は上記構成からなるので、該形成刃によってプラスチックシート等のシート体 1 0 に折曲部 1 2 を形成すると、切欠部 2 6 に相当する部位を残存させつつ、突出部 2 4 によって該残部 1 6 間に凹部 1 4 を形成することができ、この際切欠部 2 6 の両側の壁部 1 8 が同一側で且つ折曲部形成方向 Y に対して鋭角に傾斜せしめられてなるので、シート体 1 0 の凹部 1 4 と残部 1 6 との境界線 1 8 が折曲部形成方向 Y に対して鋭角で且つ残部 1 6 を挟んで対向する境界線 1 8 と同一側

に傾斜せしめて折曲部 1 2 を形成することか〔ママ〕できる。

【 0 0 1 6 】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施形態として、図 1 に示す如く商品等の包装用容器として組立てられるべくシート体 1 0 に折曲方向 X に夫々垂直に折曲部 1 2 が形成されてなるシート、及び該シートに折曲部 1 2 を形成するための形成刃について説明するが、まず図 2 を参酌しつつ本発明に係る形成刃の一実施形態について説明する。」

また、本件特許明細書の【 0 0 1 6 】が参酌する図 2 には、形成刃の構成が示されており、図 3 には、当該形成刃により形成されたシートの構成が示されている。当該シートの構成については、【 0 0 2 2 】には、「上記形成刃により、該シート体 1 0 には、刃本体 2 0 の突出部 2 4 によって所定間隔ごとに複数の凹部 1 4 が穿設され、該凹部 1 4 の間には平面視平行四辺形の残部 1 6 (刃本体 2 0 の切欠部 2 6 に相当する箇所) が残存され、該凹部 1 4 と残部 1 6 とにより前記折曲部 1 2 は構成されてなる。」と記載されている。

- c) 本件特許明細書の上記記載及び図面によれば、本件特許発明 2 の形成刃は、本件特許発明 1 のシートを形成するためのものであって、原告及び被告が主張するとおり、本件特許発明に係る形成刃とシートは、いわば裏腹の関係にあることが認められる。

このような本件特許発明 1 と本件特許発明 2 との関係に加えて、本件特許明細書では、本件特許発明 1 の「残部 (1 6)」と本件特許発明 2 の「残部 (1 6)」の各用語を区別せずに同一の意義を有する用語として統一して使用していることからすれば、構成要件 2 - A の「残部」の構成とは、構成要件 1 - B 及び同 1 - D の「残部」の構成と同一であると解するのが相当である。

したがって、前記(1)アb)のとおり、本件シートの湾曲凸部16は、シートの折曲げの容易性及びシートの強度維持の要請を同時に満たし得るものであって、構成要件1-B及び同1-Dの「残部」の要件を充足すると認められるから、同様に、本件湾曲凸部16は、構成要件2-Aの「残部」の構成を充足するというべきである。

- d) 同様に、原告は、本件特許発明1と本件特許発明2の「残部(16)」は、同一の構成であることを前提とするものの、本件シートの湾曲凸部16は、構成要件1-B及び同1-Dの「残部(16)」とはいえないから、同様に、構成要件2-Aの「残部(16)」とはいえず、結局、本件形成刃は、本件特許発明2の技術的範囲に属しないと主張する。

しかしながら、前記のとおり、本件シートの湾曲凸部16は、構成要件1-B及び同1-Dの「残部(16)」に相当すると認められるから、原告の主張は、その前提を欠くものであり、これを採用することができない。

- イ 争点3-2-b(本件形成刃は、構成要件2-Bを充足するか。)について

- a) 構成要件2-Bは、「刃本体(20)は、凹部(14)を形成するための複数の突出部(24)と、該突出部(24)との間で切欠かれた切欠部(26)とを有してなり」という構成を定めている。

別紙物件目録2の記載及び図面2によれば、本件形成刃は、刃本体20には、凹部14を形成するために等間隔で設けられた複数の先端部24と、当該先端部24同士の間で設けられた湾曲凹部26を有しているから、構成要件2-Bを充足するものと認められる。

- b) 原告は、構成要件2-Bの「切欠部」とは、シート体に作用する刃ではないことを意味するという解釈を前提として、本件形成刃の湾曲凹部26は、シート体10に圧力を加えて湾曲凸部16を形成するものであ

るから、シート体に作用する刃であるとして、湾曲凹部 26 は、構成要件 2 - B の「切欠部」に相当しないと主張している。原告のこの主張は、要するに、本件特許発明 2 の構成要件 2 - B の「切欠かれた切欠部」という構成について、シート体に作用しない刃であり、形成される凹部 14 の深さと同じかそれ以上に切欠かれているものと解するものである。

この点について、構成要件 2 - B では、「切欠かれた」の用語の意義が明らかではないから、次のとおり、本件特許明細書の記載及び図面を考慮するものとする。

本件特許明細書の図 2 (イ)(ロ)(ハ)には、形成刃の説明図が示されており、【0017】には、図 2 に関する説明として、「図 2 において、20 は側面視略長形状の刃本体を示し、該刃本体 20 は図 2 (ハ)に示すように折曲部形成方向 Y からみて先端部 22 が V 字状に 0.3 mm (図に示す D1) 突設された形状からなる。該先端部 22 には所望間隔をもって図 2 (イ)に示すように平面視平行四辺形で、深さ 0.2 mm (図に示す D2) の切欠部 26 が複数形成されてなる。」と記載されている。

また、本件特許明細書の【0028】には、「つまり、残部 16 は、シートの厚みをそのまま残存させるものに限定されるものでなく、例えば図 4 に示すように凹部 14 より浅い凹みを有し、凹部 14 よりもシートの厚みが残存されているものも本発明の意図する範囲である。」と記載されており、図 4 には、凹部 14 より浅い凹みを有する残部が示されている。

これらの本件特許明細書の記載及び図面によれば、本件特許発明は、凹部 14 より浅い凹みを有してシート体の表面よりも低い残部をも含むものであって、このような場合には、切欠部がシート体の表面を押圧して残部を形成しているものと認められる。

したがって、本件特許明細書の記載及び図面を考慮すれば、構成要件 2 - B の「切欠部」は、シート体に作用する刃を含むものであるから、同構成要件の「切欠かれた」とは、形成される凹部 1 4 の深さ以上に切欠かれているとまで限定するものと解するのは相当ではない。

以上のとおり、構成要件 2 - B の「切欠部」とはシート体に作用する刃ではないという解釈を前提とする原告の主張は、その前提を欠くため、採用することはできない。

ウ 争点 3 - 2 - c (本件形成刃は、構成要件 2 - C を充足するか。) について

- a) 構成要件 2 - C は、「切欠部 (2 6) の両側の壁部 (1 8) が、同一側で且つ折曲部形成方向 (Y) に対して鋭角に、傾斜せしめられてなる」という構成を定めている。

本件形成刃の切欠部である湾曲凹部 2 6 の両側の湾曲した内面のうち、湾曲凹部 2 6 の底部から先端部 2 4 までの面は、折曲部形成方向 Y に対して 4 5 度に傾斜する直線の突起状の刃 1 6 b を挟んで並んで向かい合い、湾曲凹部 2 6 の円柱曲面上の底部の母線 (湾曲凸部 1 6 の円柱曲面上の頂部の母線に対応するものをいう。) が折曲部形成方向 Y に対して 4 5 度に傾斜しているものであるから、これらの面は、同一側で折曲部形成方向 Y に対して 4 5 度に傾斜しているといえることができる。

したがって、本件形成刃は、構成要件 2 - C を充足すると認められる。

- b) 原告は、湾曲凹部 2 6 は立体的に湾曲しており、このような曲面を構成要件 2 - C の「壁部」ということはできないと主張する。

しかしながら、壁部とは、通常用語の意味からすれば、曲面を含むものであると認められる上、本件特許明細書においても、壁部を平面状のものに限定するような記載は認められない。

したがって、原告の主張には理由がない。

エ 小括

以上のとおり，本件形成刃は，本件特許発明 2 のすべての構成要件を充足するから，本件特許発明 2 の技術的範囲に属するものと認められる。

(3) 争点 3 - 3 (本件特許発明 1 には無効理由があるか。) について

ア 争点 3 - 3 - a (本件特許発明 1 には進歩性があるか。) について

a) 本件特許発明の特許出願前に頒布された刊行物である甲 3 1 公報には，次の記載がある (甲 3 1)。

「特許請求の範囲 1 複合プラスチックシートを折り曲げるに当り，この複合プラスチックシートの折り曲げ線に相当する部分に直線状に断続して連なる切り込み溝を，これら切り込み溝の間に溝なし部分が介在するように形成し，これら切り込み溝にそって前記プラスチックシートを折り曲げ，前記切り込み溝を折り曲げ角度に応じて拡開させると共に前記切り込み溝に隣接する前記溝なし部分を折り曲げ部分の補強部分としてのリブとして存在させることを特徴とする複合プラスチックシートの折り曲げ方法。」

「(発明が解決しようとする問題点) 従来使用されている複合プラスチックシートにおいては，該シートを構成する積層素材の相違により，いわゆる腰の強いものと，腰の弱いものとがあり，このような相違によって折り曲げ易さが違ってくる。一般には，この種のシートを折り曲げ易くするため，該シートを加温して折り曲げやすくするか，または，プレス加工により，前記シートの折り曲げ線にそい，該シートの折り曲げ強度を弱める線状部を形成して，これにそい折り曲げるようにしているが，前者の場合は，折り曲げるシートを加熱する煩しさがあり，また，後者にあつて，前記線状部を脆弱化しすぎる傾向がある。この点，特に，該線状部の強度，換言すれば，どの程度にプレス加工で該線状部をいじめ，折れ易くするかを決定するのが非常に難しい。これは，前記シート

が複合構造であって、構成素材がバラエティに富んだものであることから、一概にこれを決めることができないからである。」

「(問題点を解決するための具体的手段) この発明は、前記従来における問題点を解消するために発明されたもので、複合プラスチックシートを折り曲げるに当り、この複合プラスチックシートの折り曲げ線に相当する部分に直線状に断続して連なる切り込み溝を、これら切り込み溝の間に溝なし部分が介在するように形成し、これら切り込み溝にそって前記複合プラスチックシートを折り曲げ、前記切り込み溝を折り曲げ角度に応じて拡開させると共に前記切り込み溝に隣接する前記溝なし部分を折り曲げ部分の補強部分としてのリブとして存在させる点を具体的手段とする。

この発明は、前記具体的手段によって、複合プラスチックシートを加温状態または室温のような冷間状態のいずれにおいても、前記切り込み溝の存在により、折れ曲げやすくされており、これと同時に、前記溝なし部分の介在により折り曲げ部分が補強される一石二鳥の効果をもって複合プラスチックシートの折り曲げを可能とする。」

b) 本件特許発明 1 と甲 3 1 発明との対比について

甲 3 1 公報には、塩化ビニル層、接着層及びポリエステル層からなるシート体に、折曲方向に垂直に折曲部が形成されてなる折曲部入りシートであって、当該折曲部には、多数の切り込み溝と、当該切り込み溝の間の溝なし部分であって、その底部が折曲部形成方向に沿って設けられている複合プラスチックシートが開示されている。

そうすると、甲 3 1 発明の構成は、本件特許発明 1 の構成要件 1 - A、同 1 - B 及び同 1 - C の構成と一致するのに対し、甲 3 1 発明の溝なし部分(リブ)がいずれも折曲部形成方向に対して垂直である点において相違する。なお、この点について当事者間に争いがない。

c) 本件特許発明 1 の進歩性について

本件特許発明の特許出願前に頒布された刊行物である甲 2 7 明細書の発明の簡潔な要約 (1 欄 4 5 行目以下) には、次の記載があり、図 4 には、折り目 3 4 に沿って多数の薄いエリア 3 0 とこれらの薄いエリアの間の厚いエリア 3 2 から構成されている熱可塑性プラスチックシート 2 0 が開示されている (甲 2 7)。

「(i) 当発明は熱可塑性プラスチックシートに対して柔軟な折り目をつける事によって、折りたたみ可能な箱の半加工品を成型する器具に関連している。その器具には熱可塑性プラスチックシートを支える溝のある平らなプレートの上に、複数の切り口をつける工具が配置されている。また、熱可塑性プラスチックシートには上表面と下表面がある。溝のつけられた平らなプレート上には数セットの溝が、切り口をつける工具の反対側に掘られており、そこで折り目が成形される。更にその器具は、熱可塑性プラスチックシートが溶けだす温度以下で、切り口をつける工具を熱することができる。このようにして熱された切り口をつける工具を熱可塑性プラスチックシートにかけると、熱が熱可塑性プラスチックシートを柔らかくする作用を〔ママ〕働き、熱可塑性プラスチックシートの上表面が切り口をつける工具によって、下表面が溝のつけられたプレートによって変形される。

(ii) 加えて、熱可塑性プラスチックシートに切り口をつけるのにはプレートの溝はどのように角度がつけられても良いが、最も良い結果を得られるのは溝が切り口をつける工具に対して 4 5 ° で角度がつけられたときである事が発見されている。これにより、うってつけの強さで折り目をつける事ができる。

(iii) 操作の際、熱せられた切り口をつける工具によって圧力が与

えられた時、溝を付けられたプレートの溝の高い位置は熱可塑性プラスチックシートに薄いエリアを作る。

(iv) 有利な点としては、当発明の結果として器具は熱された切り口をつける工具とそれの下に配置された平らなプレートのコンビネーションによって、効果的に且つ経済的に柔軟な折り目を熱可塑性プラスチックシートに成形することを提供した。そのプレートには柔らかくされたプラスチックに一致した複数の溝があり、そこで切り口をつける工具の圧力によって柔軟な折り目が成形される。その柔軟な折り目は薄いエリアと厚いエリアからなり、熱可塑性プラスチックシートが容易に折れるようにしながらも、依然として折れ目にそって十分な強さを持つようにしている。」

甲 2 7 明細書には、折り目 3 4 に沿って、かつ、これに対して斜めに傾斜するものであって、その底部が折曲部形成方向に沿って設けられていない多数の薄いエリア 3 0 と、これらの薄いエリアの間の厚いエリア 3 2 から構成されている熱可塑性プラスチックシート 2 0 が開示されている。

本件特許発明 1 と甲 3 1 発明の上記 b) の相違点を踏まえて、当業者が、本件特許発明 1 の出願時において、甲 3 1 発明を出発点として、これに甲 2 7 発明を組み合わせて、本件特許発明 1 の構成に想到することが容易であったか否かについて検討する。

甲 3 1 発明は、従来はシートを折り曲げ易くするためにシートを加熱する煩わしさや複合シートである故のプレス加工の難しさを回避してこれを解決するための発明であって、プラスチックシートのシート体の折曲部に切り込み溝と溝なし部分を形成するのは、ポンチ（たがね）のみである。

これに対して、甲 2 7 発明は、そもそも熱を利用してシートをプレ

ス加工することにより熱可塑性のシートに折り目をつけるものであって、複数の溝のある平らなプレートの上にシートを置いて、切り口をつける工具によってこのシートの上から熱と圧力を加えるという方法を用いるものである。このような方法によれば、シートの上表面には、切り口をつける工具によって断面半円形状の窪みが形成されるのに対し、シートの下表面には、薄いエリアと厚いエリアからなる折り目が形成される。このような方法によれば、薄いエリア30は平らなプレートに設けられた斜めの複数の溝の方向に形成されることになるため、薄いエリア30の底部が折曲部形成方向に沿って設けられるという構成には構造上なり得ないものである。

そうすると、甲31発明はポンチ(たがね)を圧接することによって折曲部を形成するものであるのに対し、甲27発明は熱された切り口をつける工具と溝のつけられたプレートのコンビネーションによって折曲部を形成するものであるから、そもそも技術的思想や折曲部を形成する構成が異なるため、甲31発明の形成刃に甲27発明の切り口をつける工具その他の器具を組み合わせ、本件特許発明1の構成に想到しようとする動機付けを欠くことになる。

したがって、当業者にとって、甲31発明に甲27発明を組み合わせ、本件特許発明1の構成に想到することが容易であったということができないから、本件特許発明1には、進歩性があると認められる。

原告の主張について

原告は、甲27明細書には、多数の薄いエリア30が折り目方向に対して約45度に平行して傾斜している発明が開示されているから、当業者にとって、甲31発明のプラスチックシートの境界線を折曲方向に対して同様に鋭角に傾斜させる構成に想到することは容易であったと主張する。

しかしながら，前述のとおり，甲 3 1 発明と甲 2 7 発明では折曲部を形成する技術的思想が異なる上，甲 3 1 発明が，構成要件 1 - C の「凹部（14）の底部（14a）は，折曲部形成方向（Y）に沿って設けられ」という構成を備えていることを前提とすれば，甲 2 7 発明の薄いエリア 30 の底部が折曲部形成方向に沿って設けられるという構成になり得ない以上，甲 3 1 発明に甲 2 7 発明を適用することはできない。

したがって，原告の主張には理由がなく，採用することができない。

イ 争点 3 - 3 - b（本件特許発明 1 は記載要件を満たすか。）について

a) 原告の主張について

原告は，構成要件 1 - D の「境界線」はもとより，同構成要件の「鋭角で」，「傾斜」という構成が明確でないこと，本件シートの湾曲凸部 16 が構成要件 1 - B 及び同 1 - D の「残部」に当たると解する場合には，「残部」が本件特許発明 1 の作用効果を奏さない範囲を含むことになるから，本件特許発明 1 が発明の詳細な説明に記載したものではなく，これをそれぞれ理由として，本件特許発明 1 は記載要件を満たさないものであると主張している。

b) について

前記(1)イ a)のとおり，境界線とは，凹部を形成する際に凹部と残部との間に形成が予定される線であり，明確には線となり表れないものも含むものであり，かつ，この線は，凹部と残部との間の境界面が底面に垂直な壁面により構成されている場合には，平面視で境界面を表す 1 本の線であり，凹部と残部との間の境界面が傾斜面により構成されている場合には，底面においてみられる残部隆起開始線ではなく，残部の頂部において形成される凹部空間形成開始線，すなわち，残部と凹部との境界面のうち，底面からみて最も高い位置にある点を結んだ線をいうもの

である。また、このような場合において、残部の頂部がシートの高さよりも低いときは、上記凹部空間形成開始線をそのまま下方におろした線、すなわち、残部と凹部空間の境界面のうち、底面からみて最も高い位置にある点を結んだ線が境界線である。そして、傾斜とは、この境界線と折曲部形成方向 Y の両線が形成する角度を意味するものであるから、構成要件 1 - D の「鋭角で」、「傾斜」という構成は明らかである。

したがって、原告の上記 の主張は理由がない。

c) について

前記(1)ア b)のとおり、湾曲凸部 16 は、シートの折曲げの容易性及びシートの強度維持の要請を同時に満たし得るものであるから、本件特許発明 1 の作用効果を奏するものであると認められる。

そうすると、本件特許発明 1 が発明の詳細な説明に記載したものであることは明らかである。

したがって、本件特許発明 1 が記載要件を満たさないとの原告の上記の主張も理由がない。

d) まとめ

以上のとおり、原告の主張はいずれも理由がなく、これらを採用することはできない。

ウ 以上によれば、本件特許発明 1 には進歩性があり、かつ、本件特許発明 1 は記載要件を満たすから、これに無効理由があるとは認められない。

(4) 争点 3 - 4 (本件特許発明 2 には無効理由があるか。) について

ア 争点 3 - 4 - a (本件特許発明 2 には新規性又は進歩性があるか。) について

a) 甲 27 発明について

甲 27 明細書の発明の簡潔な要約(1欄 45 行目以下)には、前記(3)ア(c) の記載がある。

b) 本件特許発明 2 と甲 2 7 発明との対比について

甲 2 7 明細書には、上記のとおり、熱可塑性プラスチックシートに対して柔軟な折り目をつけるための器具が開示されており、この器具は、複数の斜めの溝のある平らなプレートと、切り口をつける工具から構成されている。このプレートと工具のうち、薄いエリアと厚いエリアからなる折り目を形成するものは、プレートであって、切り口をつける工具は、シートに熱を加えてこれにプレートが折り目を形成するために圧力を与えるものである。

そうすると、本件特許発明 2 と甲 2 7 発明とは、本件特許発明 2 の器具は、突出部と切欠部がある折曲部形成刃であるのに対し、甲 2 7 発明の切り口をつける工具は、そもそも折曲部を形成する形成刃ではなく、これには突出部と切欠部がないという点において相違する。

c) 本件特許発明 2 の新規性について

上記 b) のとおり、本件特許発明 2 と甲 2 7 発明との間には、一方は突出部と切欠部がある折曲部形成刃であるのに対し、他方はそもそも形成刃ではないから、両者は実質的に同一であるとはいえない。

したがって、本件特許発明 2 には、新規性があると認められる。

d) 本件特許発明 2 の進歩性について

甲 3 1 公報には、次の記載があり(3 欄 2 7 行以下)、第 1 図には、突出部と切欠部を有する形成刃の発明が開示されている(甲 3 1)。

(i) シートを折り曲げ可能にするためには、該シートを好ましくは、冷間状態または加温状態で、ナイフの刃の形状になっているポンチ、または、たがね 4 を用いて、直線状に断続的に連なる断面が V 字状になっている切り込み溝 5 を形成すればよく、該溝は、例えば、前記シートの厚さの 7 5 ~ 8 0 % 程度の厚さとする。

(ii) 前記切り込み溝 5 を断続的に形成するには、ポンチまたは、た

がねの刃の部分に，例えば，1 mm の長さの切欠部 6 を断続して設け，前記切り込み溝形成の際，ポンチ（たがね）を前記シートに圧接すれば，刃の部分が前記シートに食い込んで前記 V 状〔ママ〕の切り込み溝 5 が形成されると同時に前記切欠部 6 は，前記シートに食い込まず，これによって前記シートの各溝 5 の間は，溝が入らない状態の溝なし部分 7 として残される。

本件特許発明 2 と甲 2 7 発明の上記 b) の相違点を踏まえて，当業者が，本件特許発明 2 の出願時において，甲 2 7 発明を出発点として，これに甲 3 1 発明を組み合わせることで，本件特許発明 2 の構成に想到することが容易であったか否かについて検討する。

甲 2 7 発明では，熱可塑性プラスチックシートのシート体に薄いエリアである凹部と厚いエリアである残部とからなる折り目を形成するのは，複数の溝のある平らなプレートであって，これに圧力等を加える切り口をつける工具ではない。

そうすると，甲 2 7 発明では，切り口をつける工具に突出部と切欠部を設けようとする動機付けをそもそも欠くことになるから，当業者にとって，甲 2 7 発明に甲 3 1 発明を組み合わせることで本件特許発明 2 の構成に想到することが容易であったということができない。

したがって，本件特許発明 2 には，進歩性があると認められる。

e) 原告の主張について

原告は，甲 2 7 明細書には，薄いエリアと厚いエリアからなる折り目が形成されている熱可塑性プラスチックシートが開示されているから，このシートを形成する形成刃は実質的に開示されており，また，この形成刃に想到することが当業者にとって容易であったというべきであると主張している。

しかしながら，上記 b) のとおり，甲 2 7 発明では，薄いエリアと厚

いエリアは、切り口をつける工具によって形成されるものではなく、複数の溝のある平らなプレートによって形成されるものである。

そうすると、甲 2 7 発明と本件特許発明 2 では折曲部の形成方法が技術的に異なる以上、甲 2 7 発明のシートの折り目から、形成方法が技術的に異なる本件特許発明 2 の形成刃が実質的に開示されているとは到底認められず、また、形成方法が技術的に異なる本件特許発明 2 の形成刃に想到することが当業者にとって容易であったとは認められない。

したがって、原告の主張は、いずれも採用することはできない。

イ 争点 3 - 4 - b (本件特許発明 2 は記載要件を満たすか。) について

a) 原告の主張について

原告は、本件形成刃の湾曲凹部 2 6 の曲面が構成要件 2 - C の「壁部」に当たると解する場合には、構成要件 2 - C の「鋭角に、傾斜」という構成が明確ではなくなること、本件シートの湾曲凸部 1 6 が構成要件 2 - A の「残部」に当たると解する場合には、「残部」が本件特許発明 2 の作用効果を奏さない範囲を含むことになるから、本件特許発明 2 が発明の詳細な説明に記載したものでなくなることをそれぞれ理由として、本件特許発明 2 は記載要件を満たさないものであると主張している。

b) について

前記(2)ウ a)のとおり、湾曲凹部 2 6 の壁部とは、湾曲凹部 2 6 の底部から先端部 2 4 までの両面の部分を意味するものであって、傾斜とは、これらの両面の折曲部形成方向 Y に対する傾きを意味するものであるから、構成要件 2 - C の「鋭角に、傾斜」という構成は明らかである。

したがって、原告の上記 の主張は理由がない。

c) について

前記(1)ア b)のとおり、本件シートの湾曲凸部 1 6 は、シートの折曲

げの容易性及びシートの強度維持の要請を同時に満たし得るものであるから、本件特許発明の作用効果を奏するものであると認められる。

そうすると、本件特許発明 2 が発明の詳細な説明に記載したものであることは明らかである。

したがって、本件特許発明 2 が記載要件を満たさないとする原告の上記の主張も理由がない。

d) まとめ

以上のとおり、原告の主張はいずれも理由がなく、これらを採用することはできない。

ウ 以上によれば、本件特許発明 2 には新規性及び進歩性があり、かつ、本件特許発明 2 は記載要件を満たすから、これに無効理由があるとは認められない。

(5) 小括

本件シート及び本件形成刃は、いずれも、本件特許発明の技術的範囲に属するものと認められ、かつ、本件特許発明には無効理由がないから、被告が告知した事実は虚偽であるとは認められない。

5 まとめ

以上によれば、被告が告知した行為は、その余の点について判断するまでもなく、不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号に規定する不正競争行為とは認められない。

第 5 結論

よって、原告の請求は、理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法 6 1 条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 4 6 部

裁判長裁判官 設 樂 隆 一

裁判官 中 島 基 至

裁判官 古 庄 研